

樹木等維持管理業務委託共通仕様書

1 植物管理の目的

(1) 植物管理の特質

植物管理は、剪定・病虫害防除・施肥・灌水等を通じ、植物の健全かつ均整のとれた生育を促し、植栽目標に近づける「育成管理」を基本とする。この点において、当初の機能・性能・価値を維持する「施設の維持管理」とは性格が異なることに留意すること。

(2) 植栽目標

植栽の目標形は樹種・植栽場所など条件により様々であり、目標形を監督職員と協議し、確認した上で適切な管理を行わなければならない。

2 適用範囲

- (1) 樹木等維持管理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する公園、緑地、施設および街路樹その他樹木等維持管理業務に係わる委託契約書（以下「契約書」という。）の内容について、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書および設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書、数量表および共通仕様書の間に相違がある場合、受託者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- (4) 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督職員の指示がない限り業務を継続しなければならない。但し、契約書に定める作業の変更、中止を行う場合は、この限りではない。

3 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、市川市をいう。
- (2) 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人または会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、委託者が検査を行う者として定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (5) 「仕様書」とは、共通仕様書および特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (6) 「共通仕様書」とは、当該業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (7) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
- (8) 「協力者」とは、受託者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (9) 「監督職員」とは、契約の履行についての受託者に対する指示、承諾または協議を行

う権限を有する者をいう。

4 業務担当に関する事項

4-1 業務責任者の適正な配置

- (1) 受託者は、その受託した業務の適正な作業を確保するため、当該作業現場に業務責任者を配置し、受託業務の管理および統括を行わなければならない。
- (2) 業務責任者は、当該受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該作業現場においてその職務に従事するものとする。
- (3) 業務責任者は、市民からの問い合わせや要望があった時は真摯に対応すること。また、受託業務外の内容についてはその内容を監督職員に連絡すること。

4-2 再委託

- (1) 受託者は、その受託した業務を一括して他人に行わせてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を再委託することができる。この場合において、受託者は、不必要な再委託を行ってはならない。
- (3) 受託者は再委託に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たされなければならない。
 - ア) 受託者が再委託業務について「業務計画の作成」、「工程管理」、「出来形・品質管理」、「完了検査」、「安全管理」、「協力者への指導監督」等について主体的な役割を現場で果たすこと。
 - イ) 協力者が市川市の入札参加業者適格者名簿に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - ウ) 協力者は、再委託する業務の履行能力を有すること。

5 提出書類及び納品図書など

5-1 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内かつ、業務開始までに計画工程表、作業方法、安全管理その他次の各号に掲げる事項を盛り込んだ業務計画書を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ること。尚、監督職員に不備を指摘された場合はただちに修正を行い、監督職員の承諾を得てから、業務に取り掛かること。
 - ア) 業務概要
 - イ) 計画工程表
 - ウ) 現場組織表（業務責任者、作業員名簿、業務に必要な資格の控え、施工体制台帳等）
 - エ) 使用機材、車両（車検証の控え等）
 - オ) 主要材料（MSDS等）
 - カ) 作業方法
 - キ) 施工管理計画（出来形管理、品質管理、写真管理等）
 - ク) 安全管理（安全訓練等の実施）
 - ケ) 緊急時の連絡体制（休日の連絡先、救急病院への案内図等）

- コ) 交通管理(作業帯図、交通規制帯図等)
 - サ) 環境対策
 - シ) 現場作業環境の整備
 - ス) その他当該業務に必要と認める事項
- (2) 受託者は業務計画書を遵守し、受託業務にあたらなければならない。

5-2 作業写真

- (1) 受託者は、千葉県写真管理基準に則って写真管理を行うこと。尚、夜間撮影においては高感度(ISO400以上)カメラにて撮影し、作業内容が分かるようにすること。
- (2) 受託者は、前項の作業写真について日々整理を行い監督職員から請求があった場合に、ただちに提示しなければならない。

5-3 納品図書

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、納品図書として次に掲げる書類および完了届を委託期間満了日までに提出し、検査を受けなければならない。
- ア) 出来高数量表(平面図、求積図等出来高の分かるものを添付すること)
 - イ) 実施工程表(計画工程表と比較できるもの)
 - ウ) 打ち合わせ記録簿(Eメール・口頭協議・指示も記録簿に残すこと)
 - エ) 作業報告書(作業内容、日時、天候、作業人数、使用機械、氏名等の分かるもの)
 - オ) 各種伝票の写し(主要材料、発生材等)および集計表
 - カ) 作業写真(作業前、作業後、作業中がはっきりとわかるもの。尚、写真に日付を写しこむこと)
 - キ) 安全教育等記録の写し
 - ク) 農薬使用記録簿の写し
 - ケ) その他当該業務に必要と認めた書類

6 業務上の注意事項

6-1 業務の協議・連絡

- (1) 監督職員との協議・記録
- ア) 受託者は業務着手にあたり監督職員と良く話し合い、剪定の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、作業計画を作成し、各々の作業を適切に行うこと。
 - イ) 協議した内容は、必ず打合せ記録簿に残すこと。特に、業務上の重要点や施行原則を変更する場合などは丁寧に記載すること。
- (2) 受託者は作業実施にあたり、週間予定表および実施報告書を週初めまでに監督職員に提出すること。
- (3) 受託者は週間予定表に則って作業を行い、予定の変更がある場合は事前に監督職員に連絡すること。
- (4) 作業中、以下のような問題・異常を発見した場合には監督職員に報告し、対応策を協議すること。
- ・ 人、車等の通行箇所において、安全性に問題が生じる可能性がある場合(倒木、枝

折れ等)

- ・樹木、草本の異常（病虫害など）を発見した場合
- ・そのほか、樹木以外の異常（防犯・防災に関する異常など）を発見した場合。

6-2 土地への立入り

受託者は、当該業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立入る場合は、監督職員および関係者と十分な協議を行い、業務を円滑に履行するよう努めなければならない。尚、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員へ報告し、指示を受けなければならない。

6-3 業務上の配慮事項

- (1) 受託者は、業務従事者の服装や行動について、施行場所の利用者および近隣住民に不快感を与えないように配慮するとともに、業務の実施にあたり、事前に近隣住民や利用者等に案内等の周知を図るものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に際しては、適切な環境対策を実施し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

6-4 緊急時の連絡体制

受託者は、災害等が発生した場合および発生が予測される場合は、臨機の対応がとれるよう緊急時の連絡体制に基づいて、被害を最小限に食い止めるものとする。

6-5 廃棄物の処理

- (1) 業務で生じるによる発生材(剪定・刈込の枝葉、刈り取った草など)については一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。
但し、特記事項のあるもの(草刈・芝刈における「刈りっぱなし、集草まで、運搬まで」など)はこの限りではない。
- (2) 業務で生じる発生材以外の塵芥については1箇所収集・分別し、その処理については監督職員と協議すること。

7 業務上の義務・責務

7-1 安全等の確保

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、作業着手前までに関連作業員を集めて適切な時間をかけて新規入場者教育および、当該業務に必要な安全衛生教育を行うこと。また、業務途中で新たに加わる作業員についても同様に新規入場者教育および安全衛生教育を行うこと。
- (2) 受託者は作業開始前に作業員全員を集めて、当日の作業内容による安全教育(KYK)等注意点を確認してから作業を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の実施に際して適切な作業帯・交通規制帯の設置および交通誘導員を配置し、作業員の安全確保と共に付近住民、通行人および通行車両等第三者の安全確保に努めること。

- (4) 受託者は、業務の実施に際しては、労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講じておくこと。
- (5) 受託者は、業務実施中の安全管理について、適時巡視を行って指導および監督に努めること。
- (6) 上記の安全教育等に関してはすべて記録に残し（日時、内容、参加者、状況写真等）、写しを納品図書と合わせて提出すること。

7-2 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

7-3 法令順守等

- (1) 本仕様書に定めのない業務上必要な軽易な事項については、関係法令等を遵守し、受託者の責任において処理するものとする。
- (2) 受託者は、その使用人とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。
- (3) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 道路上の作業になる場合は、作業に先立ち「道路使用許可証」を取得し許可条件を遵守すること。

8 損害賠償等

- (1) 受託者は、当該業務の実施に伴って受託者の責に帰すべき理由により第三者に損害を及ぼしたときは損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務実施中に事故が起こったときは、ただちに関係機関に通報するとともに、受託者は自らの責任において処理するものとする。
- (3) 前項の場合において、受託者は、事故の経緯について、事故発生後ただちに監督職員に口頭連絡し、その後速やかに書面をもって経過報告すること。

9 その他

- (1) 委託者は受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は委託者より改善を求められた場合は原因追求を行って業務の改善を図り、原因・改善方法について委託者に改善報告書を提出し、承諾を得てから業務の再開をしなければならない。
- (3) 受託者は、委託者からの指示に対しては、迅速な処理を行うとともに、早急に結果を報告するものとする。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、千葉県土木工事共通仕様書「植栽・緑地管理編」を参考に監督職員と協議し、決定するものとする。

市川市動植物園樹木等管理業務委託 特記仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 市川市動植物園樹木等管理業務委託

2 業務目的 本業務委託は、動植物園及び観賞植物園内樹木の剪定、除草等を行って美観の維持及び樹木の適正な維持管理を目的とする。

3 委託期間 令和7年6月20日～令和8年3月27日

4 委託場所 市川市大町284番地1 外1か所

5 業務内容

ア) 業務内容

名 称	規 格	単位	予定数量	摘 要
高木基本剪定	C=30 cm未満	本	1	
高木基本剪定	C=30～59 cm	本	1	
高木基本剪定	C=60～89 cm	本	10	
高木基本剪定	C=90～119 cm	本	5	
高木基本剪定	C=120～149 cm	本	3	
高木基本剪定	C=150～179 cm	本	3	
高木基本剪定	C=180～209 cm	本	3	
高木基本剪定	C=210～239 cm	本	2	
高木基本剪定	C=240～269 cm	本	2	
高木基本剪定	C=270 cm以上	本	1	
中木剪定		本	1	
寄植機械刈	H=1.5m未満	m ²	1,129	
生垣機械刈	H=0.75～1.5m未満	m	22	
生垣機械刈	H=1.5～2.5m未満	m	360	
高木伐採	人力、C=20 cm未満	本	1	
高木伐採	人力、C=20～29 cm	本	1	

名 称	規 格	単位	予定数量	摘 要
高木伐採	人力、C=30～59 cm	本	1	
高木伐採	人力、C=60～89 cm	本	1	
高木伐採	人力、C=90～119 cm	本	1	
高木伐採	人力、C=120～149 cm	本	1	
高木伐採	人力、C=150～199 cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=60～89 cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=90～119 cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=120～149 cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=150～199 cm	本	1	
高木伐採	吊切、C=200 cm以上	本	1	
人力除草		m ²	4,056	
草刈	肩掛式	m ²	13,404	
草刈	HG＋肩掛式	m ²	10,896	

※本委託は単価契約のため、仕様書の予定数量については目安とし、監督職員との協議によって行った実績作業日数を清算数量とする。

イ) 実施条件

○実施環境

- ・ 動植物園は動物の体調を考慮する必要がある、音の出る作業は注意する必要がある。
- ・ 夏期及び冬期を除き、土日祝日は利用者が多い施設である。
- ・ ミニ鉄広場への進入車両については踏切があり W=2m までとなる。それ以外については特に制限はないが基本的に 4 t 車程度を想定している。

○実施上の留意事項

- ・ 作業は原則として利用者の少ない平日又は休園日（月曜日ただし月曜日が祝日の場合は翌平日）とし、クレーン車等大型重機を使用する場合は休園日に行うこと。なお、工程上土日に作業を行う必要が生じた場合は、安全管理に特に注意すること。
- ・ オランウータン舎近辺の音の出る作業についてはオランウータンが神経質でストレスにより体調を崩しやすいため、10時から16時までとする。なお、日没後の作業については事故の無いよう注意すること。
- ・ 開園中に運行する作業車両については、ハザードランプ等を点灯すること。

5 業務日及び時間 原則として、午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

6 業務担当に関する事項

ア) 業務責任者の資格

- ・業務責任者は「1 級または 2 級造園施工管理技士」とする。

7 実施方法

■ 樹木剪定

<共通事項>

ア) 資格者の配置……作業中は「1 級又は 2 級造園施工管理技士」、「1 級又は 2 級造園技能士」若しくは「街路樹剪定士」を配置し、適切な指導管理の下作業を行うこと。

イ) 樹木剪定の目的……剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止などを目的とする。

ウ) 協議と記録

- ・樹木剪定着手にあたり、受託者は監督職員と良く話し合い、剪定の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、各々の作業を適切に行うこと。
- ・協議した内容は、必ず打合せ記録簿に残すこと。特に施工原則（ぶつ切り、芯止めの禁止）を変更する場合や業務上の重要点は丁寧に記載すること。

エ) 剪定方法は、それぞれの樹種、樹形に応じて、最も適切な方法（枝すかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝おろしなど）によって行うこと。

オ) 見本切り

- ・作業の始めには見本切りを行い、監督職員の承諾を得てから作業を行うこと。実施場所が複数ある場合は、監督職員と協議する。また、剪定期間が異なる場合は、改めて見本切りを行うこと。

カ) 樹木の樹姿及び仕立て方

- ・自然形仕立てとする。
- ・通風、採光、通行などにおいて障害となる枝は除去すること。
- ・樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定すること。

キ) 剪定作業上の留意事項

- ・ぶつ切りは厳禁とする。
- ・太枝については二段伐りを行うこと。なお、必要に応じて、吊切りなどの安全対策を施すこと。
- ・桜については直径 2 cm 以上、その他の樹木について直径 5 cm 以上の切り口については、癒合剤を塗り樹木の養生を行うこと。

ク) 敷地境界の離隔、安全性などの確保のため、以下を原則とする。

- ・官民境界沿いの樹木については民地に越境しない様に、官民境界から 1m 以上離して剪定すること。
- ・広場など、人の立ち入りができる場所は、地盤面から 2m 以下の下枝を切り落として通行に支障を生じないようにすること。
- ・遊器具の安全領域内に侵入している枝は、根元より除去すること。

ケ) 不要になった棕櫚縄・幹巻材など及び、不用意に取り付けられた鉄線などは取り除くこと。

コ) 作業中、以下のような問題を発見した場合には監督職員に報告し、対応策を協議すること。

- ・病虫害を発見した場合

サ) 作業にあたっては、以下のような配慮を行い安全確保に努めること。

- ・作業にあたっては利用者の通行場所の安全確保を確実に言い、事故を防ぐこと。
- ・高所での作業は、原則としてフルハーネス型とするが、着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが 6.75m 以下）は、胴ベルト型（1 本つり）の墜落制止用器具を着用し、安全対策を十分に行うこと。

○高木基本剪定

ア) 樹形の骨格をつくることを目的とする。

イ) 作業前に剪定道具を消毒（殺菌）すること。

ウ) 剪定時期は、契約後速やかに取り掛かれるようにすること。

○中木基本剪定

樹形の骨格をつくることを目的とする。

○寄植機械刈、生垣機械刈

ア) 花卉類は、チョウ、ハチなどの昆虫が蜜を吸うため、花が咲き終わってから刈込を行うこと。

イ) 枯れ枝、病虫害枝、危険枝、障害枝、弱小枝、冗枝については必ず剪定すること。

ウ) 樹木の特性に応じた刈込を行い、美観を目的とした樹形に留意する。また、刈込高さは、特に目隠しとして必要と認められる場合を除き、地際から概ね 1m 以下の高さまで刈込を行い、防犯上周囲から園内が見通せるようにすること。

エ) 原則としてベンチ周辺（おおむね 50 cm 程度）及び、遊具の安全領域内に樹木が越境しないよう刈込を行うこと。

オ) 枝の込み合っている部分は中透かしを行うこと。

カ) 列植ものは高さ・幅の通りを通すこと。

キ) 刈込面に枝の切口（直径 1 cm 程度以上）があるとき及び、切口を傷めた場合は切

り戻しを行うこと。

ク) 生垣刈込は1度で刈込まないで、数回の刈込を通して徐々に刈地原型に仕立てること。特に、ヒノキやサワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行うこと。

ケ) 生垣刈込の上幅は下幅よりも狭くすること。(おおむね3~5厘勾配程度)

コ) 生垣及び列植部において枝葉の疎放な部分は、必要に応じて疎密をなくすように枝葉の誘引を行うこと。

サ) 刈込範囲内に、実生の木がある場合は根元より除去を行うこと。

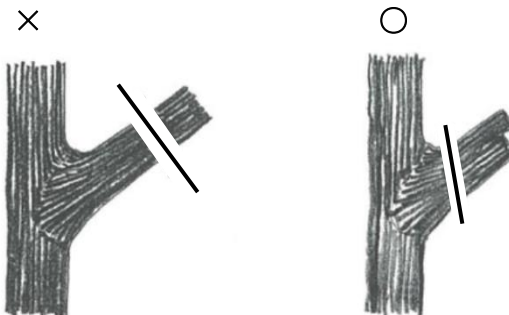
シ) 蔓性地被類が樹木に絡まっている時は除去すること。

ス) 作業後はきれいに清掃し、切り落とした枝葉は速やかに片付を行い、事後ただちに場外処分すること。

<剪定 参考図>

【ぶつ切りの禁止】

枝の途中でぶつ切りするのではなく、枝の分岐部の根元（ブランチカラー（枝の襟））を傷つけない位置で剪定すること

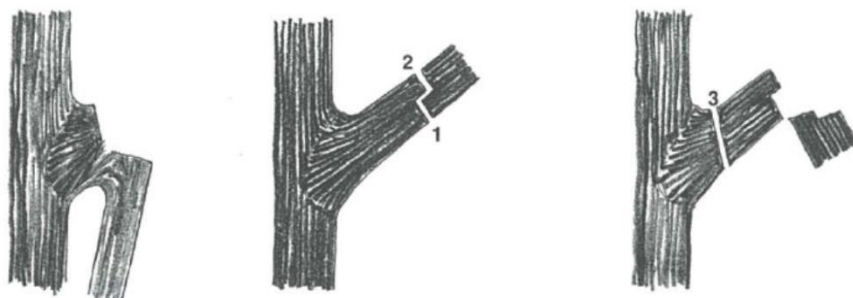


【太枝の剪定】

一度に大枝を切ると、枝の重さでつけ根から裂ける

1に切り込みを入れて枝の裂けを防ぎ、2にノコギリを入れ、枝先を切り落とす

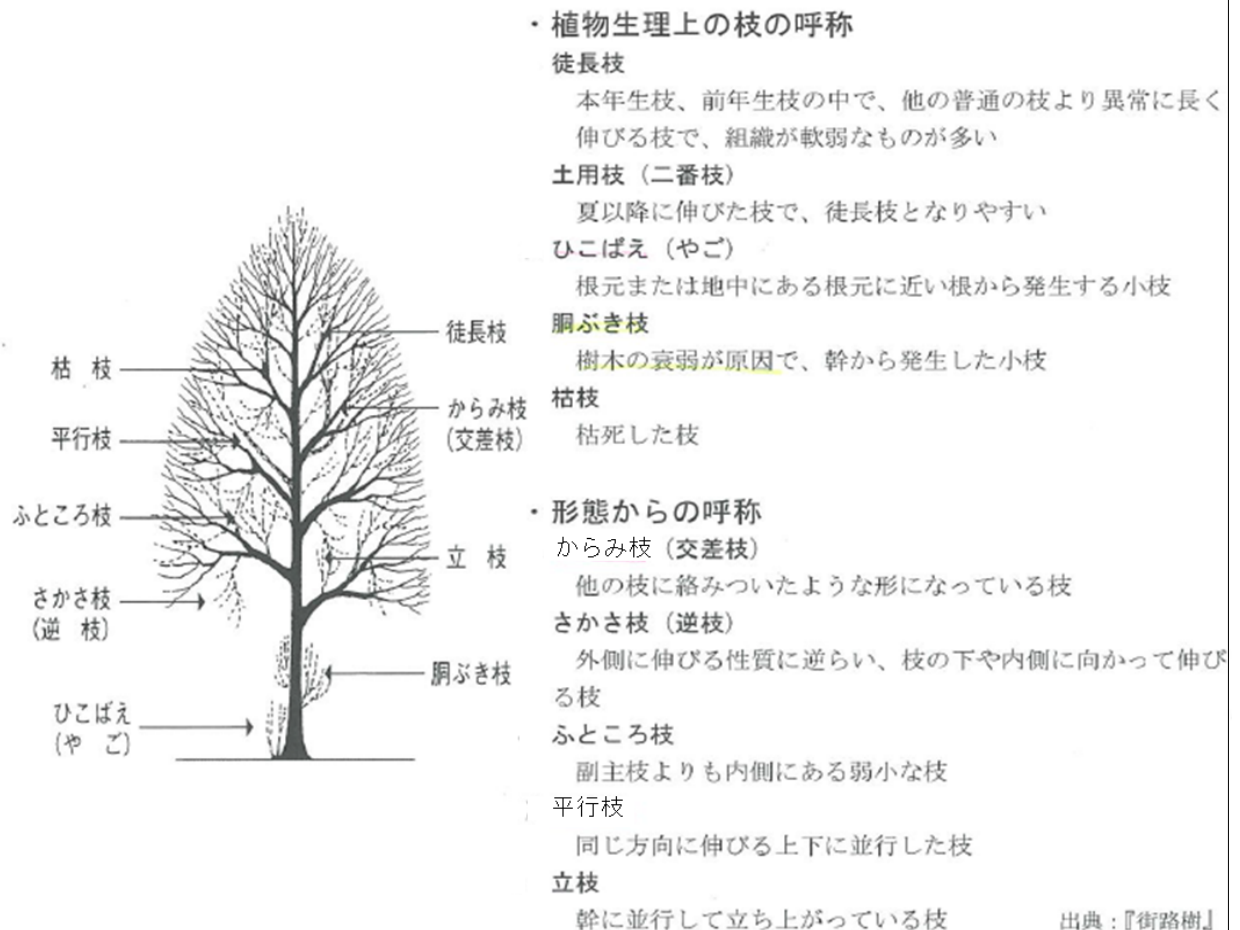
「枝の襟（ブランチカラー）」を傷つけない位置3で軽くなった残りの枝を切り落とす



出典：『街路樹』

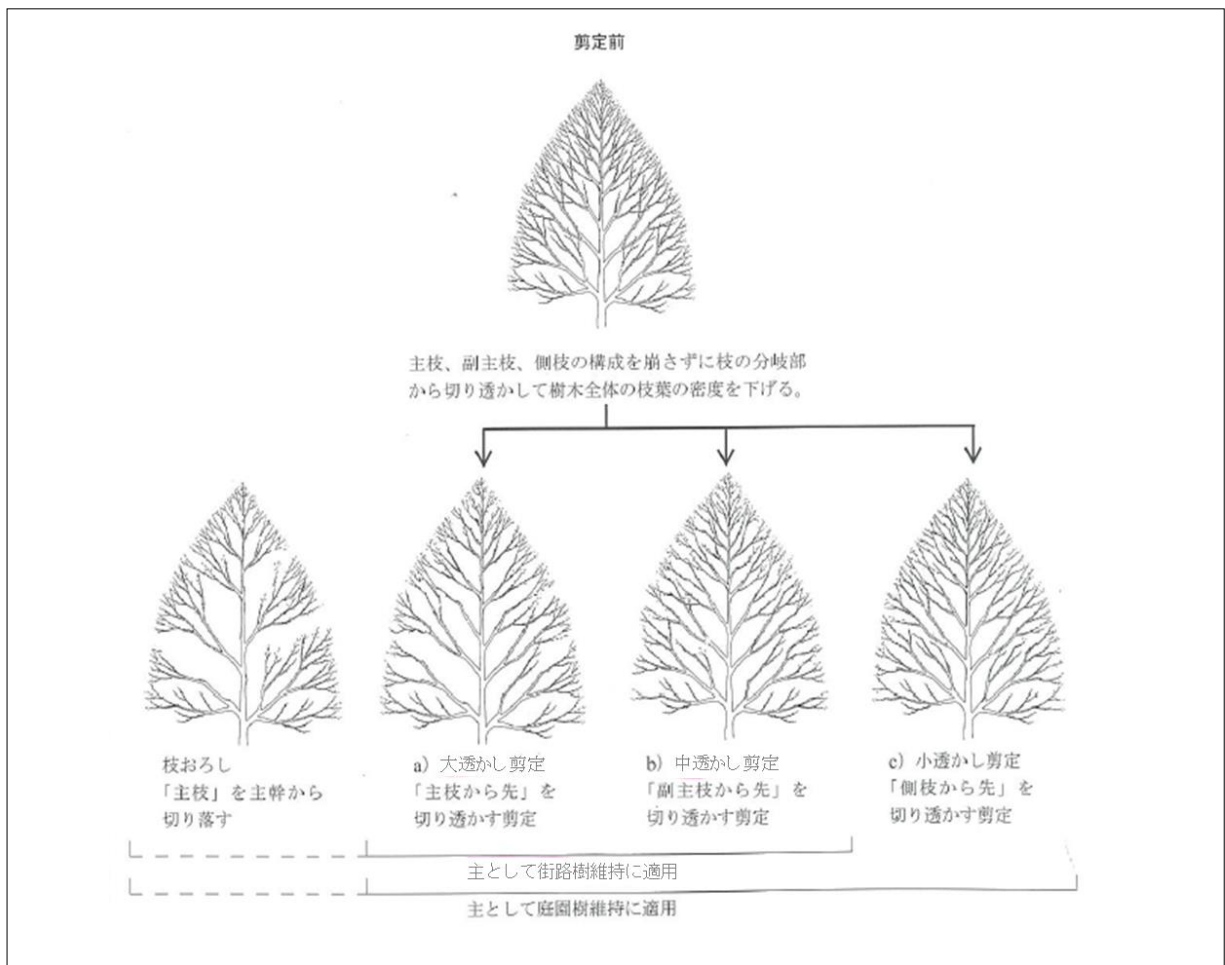
【主な不要枝】

- 徒長枝：当年生枝、前年生枝の中で、他の枝より異常に長く伸びる枝。
- 土用枝：春の成長が停止した後、夏以降に再び伸びる枝。徒長枝になりやすい。
- ひこばえ：根元、又は地中にある根元に近い根から発生する枝。別名やご。
- 胴吹き枝：樹木の衰弱などが原因で、幹から多数発生する小枝。
- からみ枝：他の枝に絡まるように伸びる枝。
- さかさ枝：樹木特有の性質に逆らって下方や樹冠内部に伸びる枝。
- ふところ枝：樹冠の内部で伸びる弱小な枝。
- 平行枝：同じ方向に近接して伸びる枝。
- 立枝：幹に平行して立ち上がって上に伸びる枝。



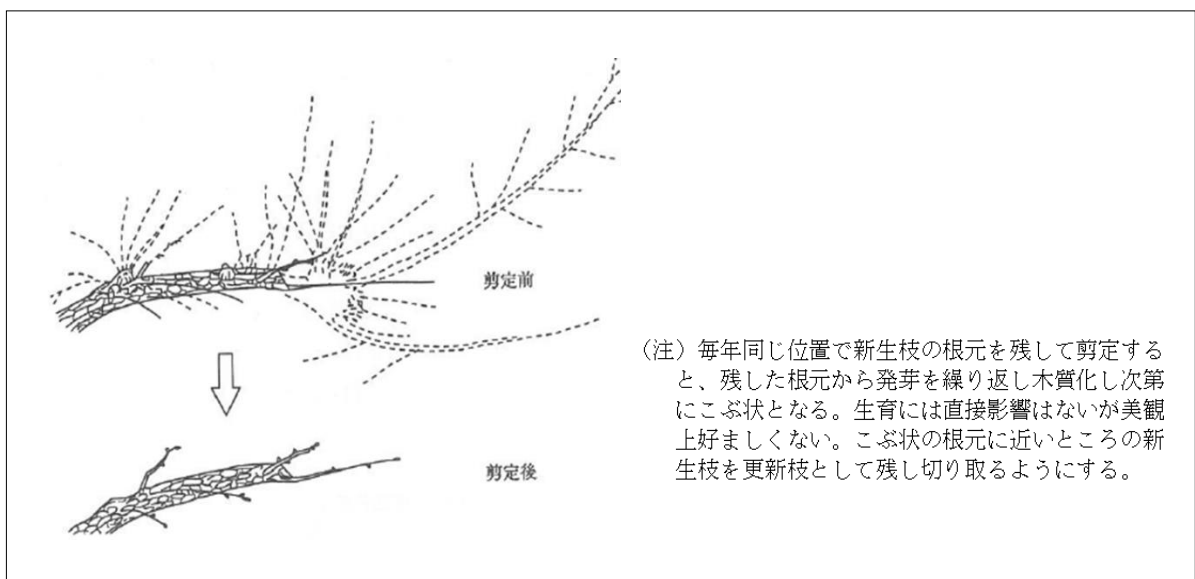
出典：（一社）日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 21 p 図 2-3

【枝抜き剪定】



出典：（一社）日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」22 p 図 2-4

【切返し剪定（こぶ状枝）】

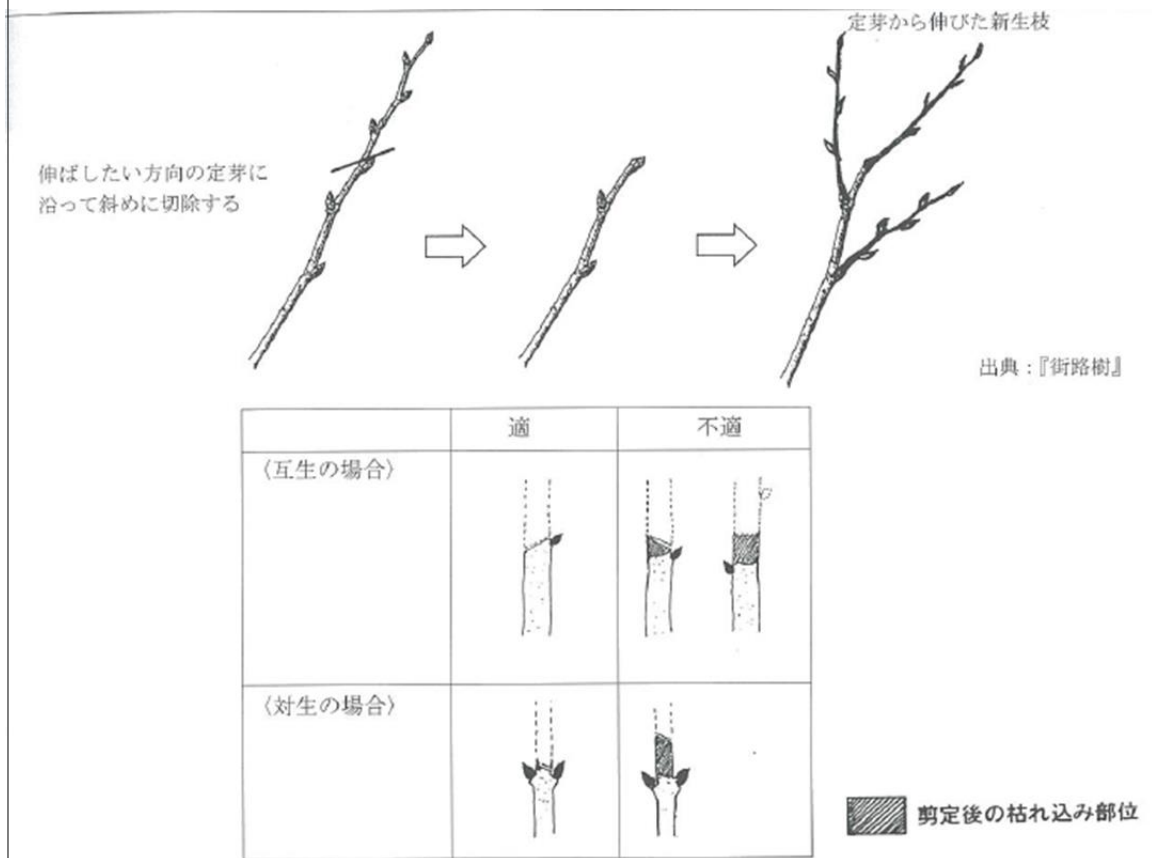


出典：（一財）経済調査会「緑化植栽マニュアル 計画・設計から施工管理まで」

392 p 図 7-12 より

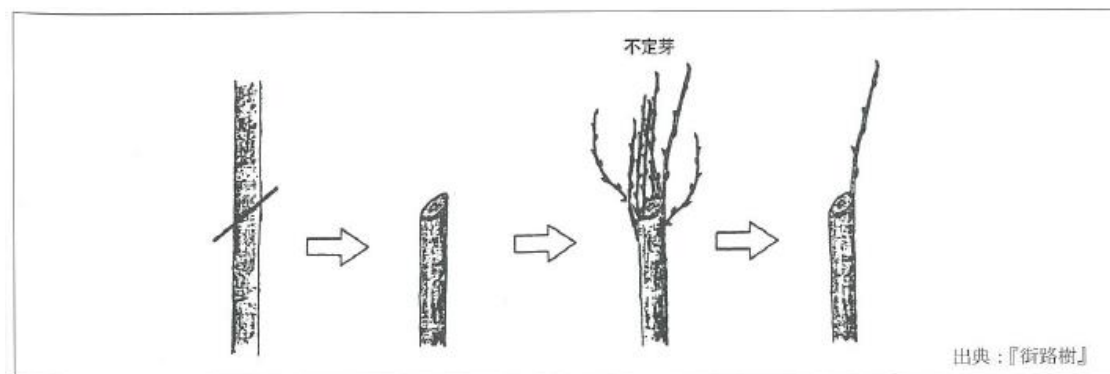
【切詰剪定】

(定芽がある若い枝の切り詰め)



出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」27 p 図 2-9-①

(定芽のない古い枝の切り詰め)



出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 図 2-9-②

■ 支障木処理

(共通事項)

- ア) 支障木処理の目的……支障木（枯れ木、半枯れ等倒木の恐れがあるもの、ベッコウタケなどに侵された木、サボテン、ユッカ、アロエ等棘や葉先で怪我をする恐れのあるもの及び実生木（シュロ・ビワ等）及び、景観上、樹木管理上もしくは利用上、不必要な樹木）を伐採・抜根等の処置を行うことで事故・災害を未然に防ぎ、安全を確保するとともに、景観性の向上、樹林環境の適正化を図ることを目的とする。
- イ) 資格者の配置……作業にあたりチェーンソーを使用する場合には「チェーンソー作業員」又は「伐木作業員」を配置して、安全かつ適切に作業を行うこと。
- ウ) 以下のような作業を行う際には、監督職員と協議し、周辺住民や利用者に対して事前に作業の内容、作業日時などについて「看板」などにて十分周知すること。
- ・シンボルツリーのような主要な樹木の伐採を行う場合

○支障木処理(伐採)

- ア) 受託者は他作業(草刈、刈込等)時に支障木を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し、対応について協議し決定すること。尚、松の枯木についてはマツノザイセンチュウの可能性があるので、必ず監督職員に報告すること。
- イ) 伐採にあたっては、伐採する樹木の樹形、傾き、周辺樹木、施設等に配慮して伐倒方向を決め、ロープ、チルホール等を使用し、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。
- ウ) 伐採する樹木の切り株は、地際より処理し周囲と段差を生じないようにすること。
- エ) 枯木以外の伐採木については切り株より新芽が芽吹かないように、切断面の形成層に除草剤を塗布して、根まで枯らすようにすること。尚、除草剤は土壌への安全性が高い液体アミノ酸系（農薬登録品）を使用すること。
- オ) マツノザイセンチュウやナラ枯れによって枯死した樹木については、地面にシート等の養生を行ってチェーンソー等による切屑が残らないようにし、発生材については焼却処分とすること。

■ 草刈

<共通事項>

ア) 目的と工法

- ・草刈は、動植物園の美観を維持、又は利用性の向上、防犯・防災、及び草地環境の維持保全の為に、環境に合わせた工法で行う。

イ) 作業後について

- ・作業完了後 1 週間以内の確認時に、明らかな刈むら及び刈残しが見られた場合には、受託者の責任において再度行うこと。

○人力除草

- ア) 人力除草の適用……人力除草は、植栽樹木の密度が高く、草刈りが不適當な場所

や低木類を寄せ植えしてある場所等で人力にて行う作業のことを言う。

イ) 実施時期、実施範囲等

- ・実施回数……3回/年を想定している。
- ・実施時期……1回目は7月頃、2回目は9月頃、3回目は11月頃を想定している。
- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

ウ) 人力除草の仕様・注意点

- ・雑草は除草器具などを用い、既存植物を傷めないよう、根より丁寧に引き除くこと。また、フェンスや樹木に絡まっている蔓性雑草もきれいに除去すること。
- ・除草範囲内の高木については、高さ 2.5m 以下の胴吹き及びヤゴの除去を行うとともに、実生の木がある場合は除去を行うこと。
- ・除草完了日から 1 週間以内に雑草が生えてきた場合には、受託者の責任において再度除草を行うこと。
- ・作業後はきれいに清掃し、抜き取った雑草は速やかに片付けを行い、事後ただちに場外処分すること。
- ・オランウータン舎周りの除草については、オランウータンと接触しないよう安全に注意を払って作業すること。

○草刈

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・繁茂状況により、時期及び刈込高（通常 1～3 cm 以下）などを十分に監督員と協議し、決定すること。
- ・樹木周り、施設近辺においては人力による作業を行って樹木及び施設などが損傷しないよう注意し、刈りむら及び刈り残しのないよう均一に刈込むこと。また、蔓性の雑草などもきれいに除去すること。
- ・作業時の飛石が来園者などに当たらないように、ネットなどを用いて養生を行うこと。
- ・草刈、芝刈範囲内の高木については、高さ 2.5m 以下の胴吹き及びヤゴの除去を行うとともに、実生の木がある場合は除去を行うこと。
- ・作業後はきれいに清掃し、刈り取った雑草及び芝などは速やかに片付けを行い、事後ただちに場外処分すること。

8 報告書

①提出書類

提出書類については、共通仕様書 5 に準拠すること。

②成果品関係

ア) 成果品（完成品）を期ごとに以下の日までに提出すること。

1 期（委託期間開始日～9 月 30 日まで）：1 期終了後 20 日以内

2 期（10 月 1 日～12 月 31 日まで）：2 期終了後 20 日以内

3 期（1 月 1 日 ～委託期間満了日）：委託期間満了日

イ) 上記期間に関わらず出来高数量について監督職員から求めがあった時は、求めた日から 7 日以内に書面にて回答すること。

ウ) 原則として成果品の提出方法は書面による提出とする。

エ) 人力除草、草刈において委託者から数量の指示があった場合は、指示及び提供された数量をもって出来高とし、求積図及び平面図を省略することができるものとする。ただし、委託者から提供された数量が現地と大きく相違がある場合、求積図などを修正し提出すること。

オ) 業務集計表の合計値は、小数点以下を切り捨てた整数とすること。（各単価において請求段階で小小数点以下を切り捨てること）

カ) 原則としてデジタル写真撮影とし、「土木工事写真管理基準 国土交通省」に準じて撮影を行うこと。

キ) 写真撮影に当たっては、カメラの日時を正確に合わせること。

9 添付資料

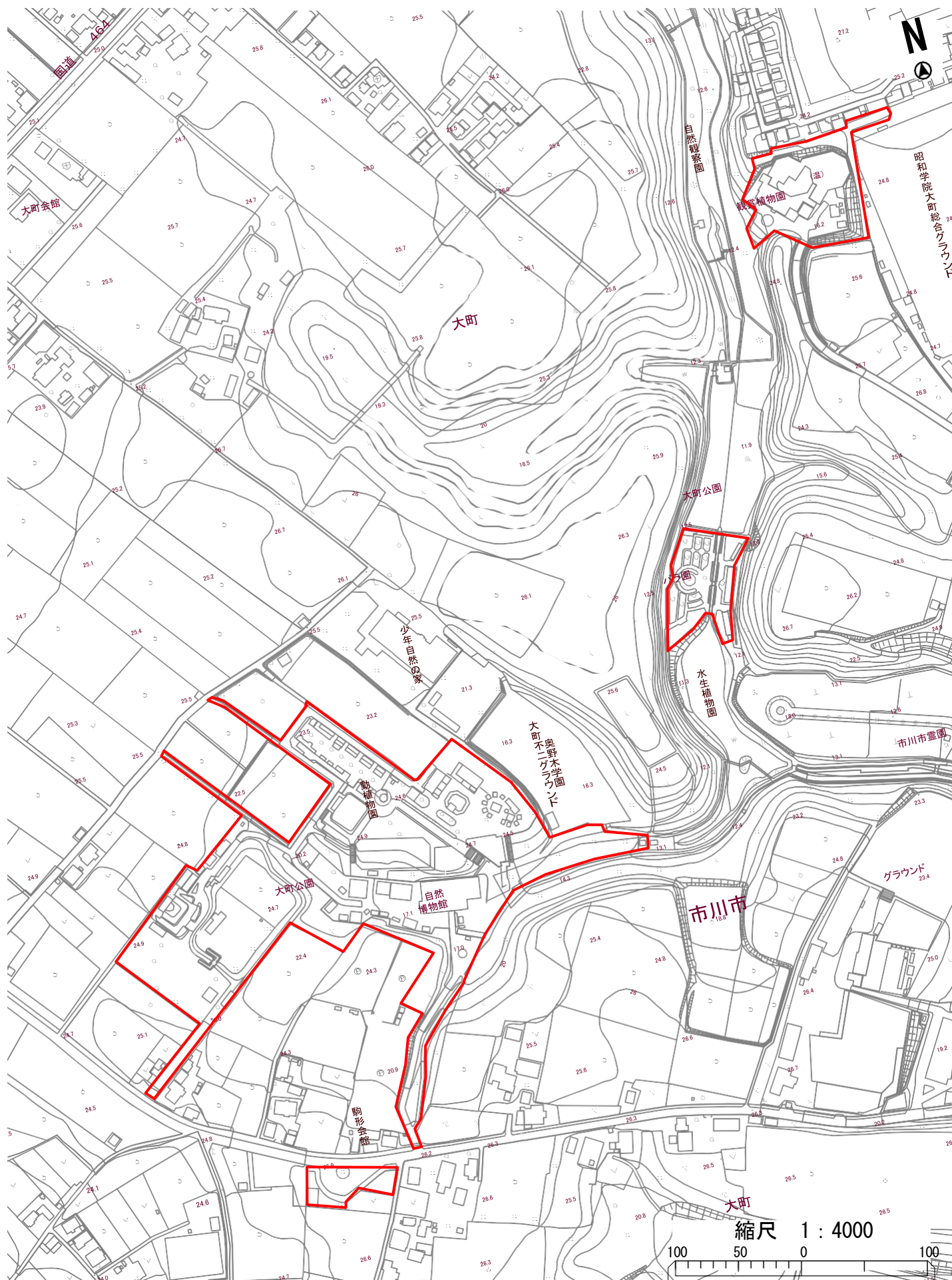
案内図（全体図）	別紙 1
作業箇所図（動植物園）	別紙 2 ～ 2 5、2 7 ～ 2 9
作業箇所図（バスロータリー）	別紙 2 6
作業箇所図（バラ園）	別紙 3 0
作業箇所図（観賞植物園）	別紙 3 1、3 2
除草等集計表	別紙 3 3
業務集計表	別紙 3 4
業務完了報告書	別紙 3 5
完了届	別紙 3 6

10 その他

作業中、忘れ物や落とし物を見つけたときは、動植物園管理棟 1 階管理事務室に届けでること。

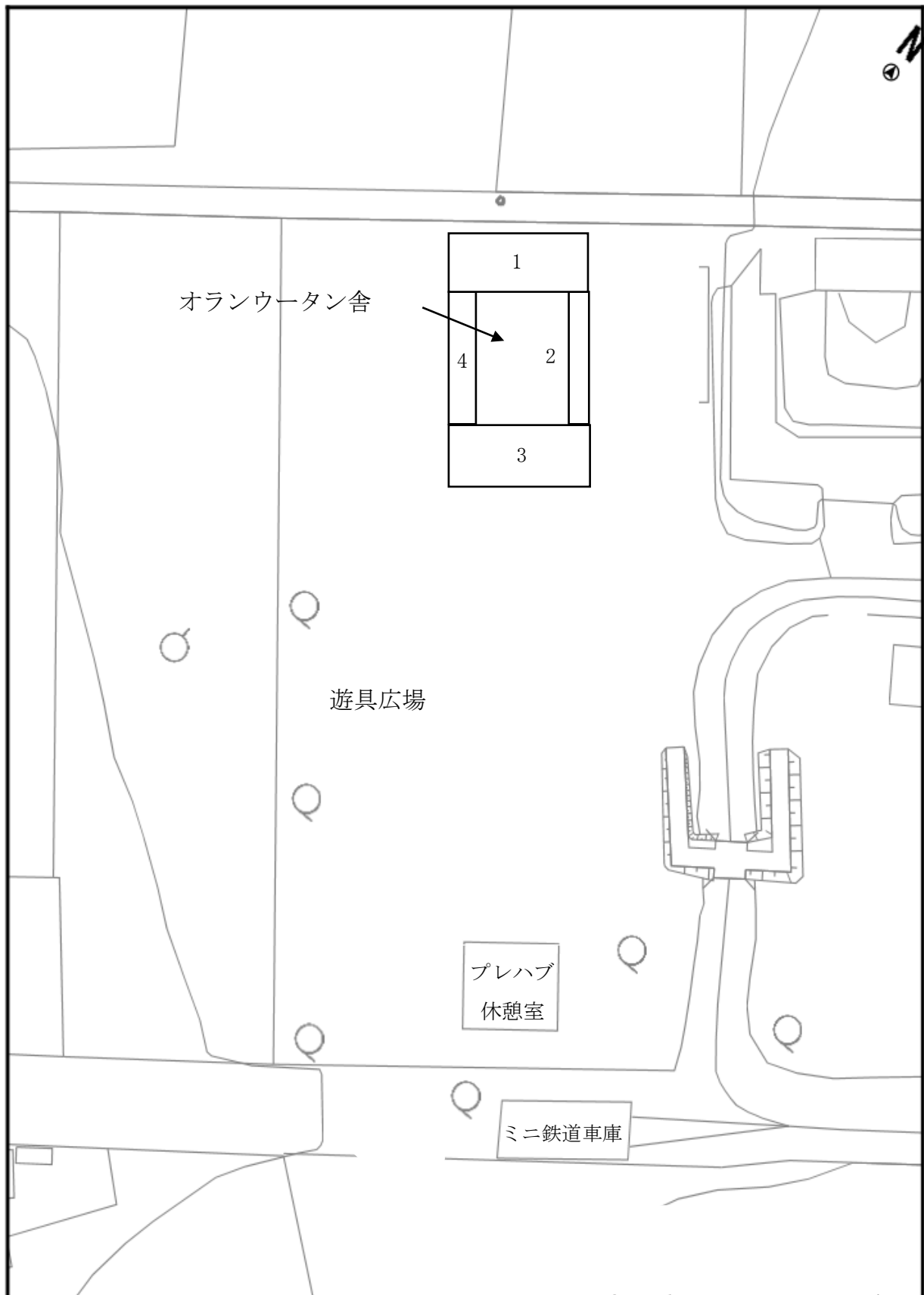
案内図(全体図)

別紙1

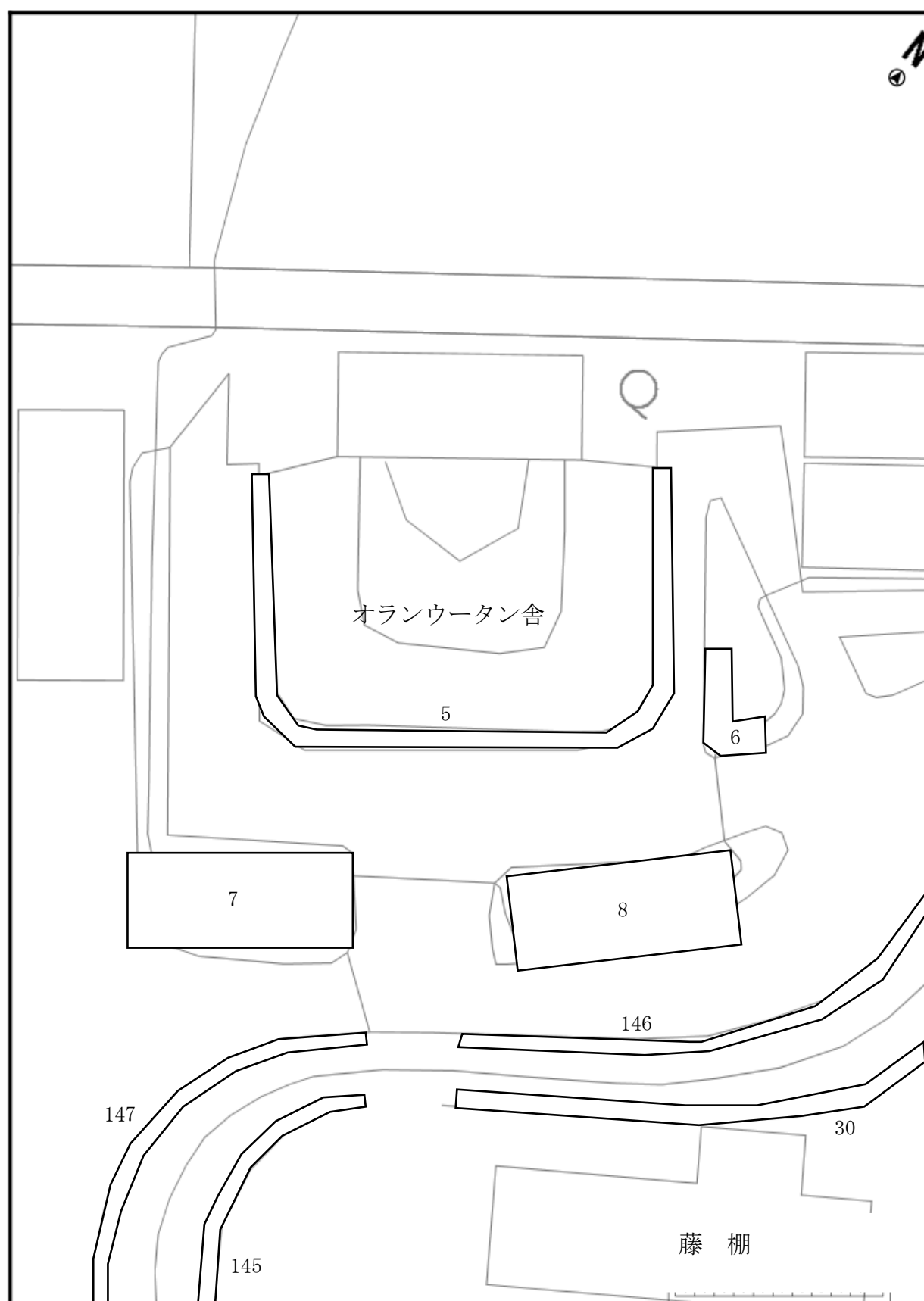


作業箇所図

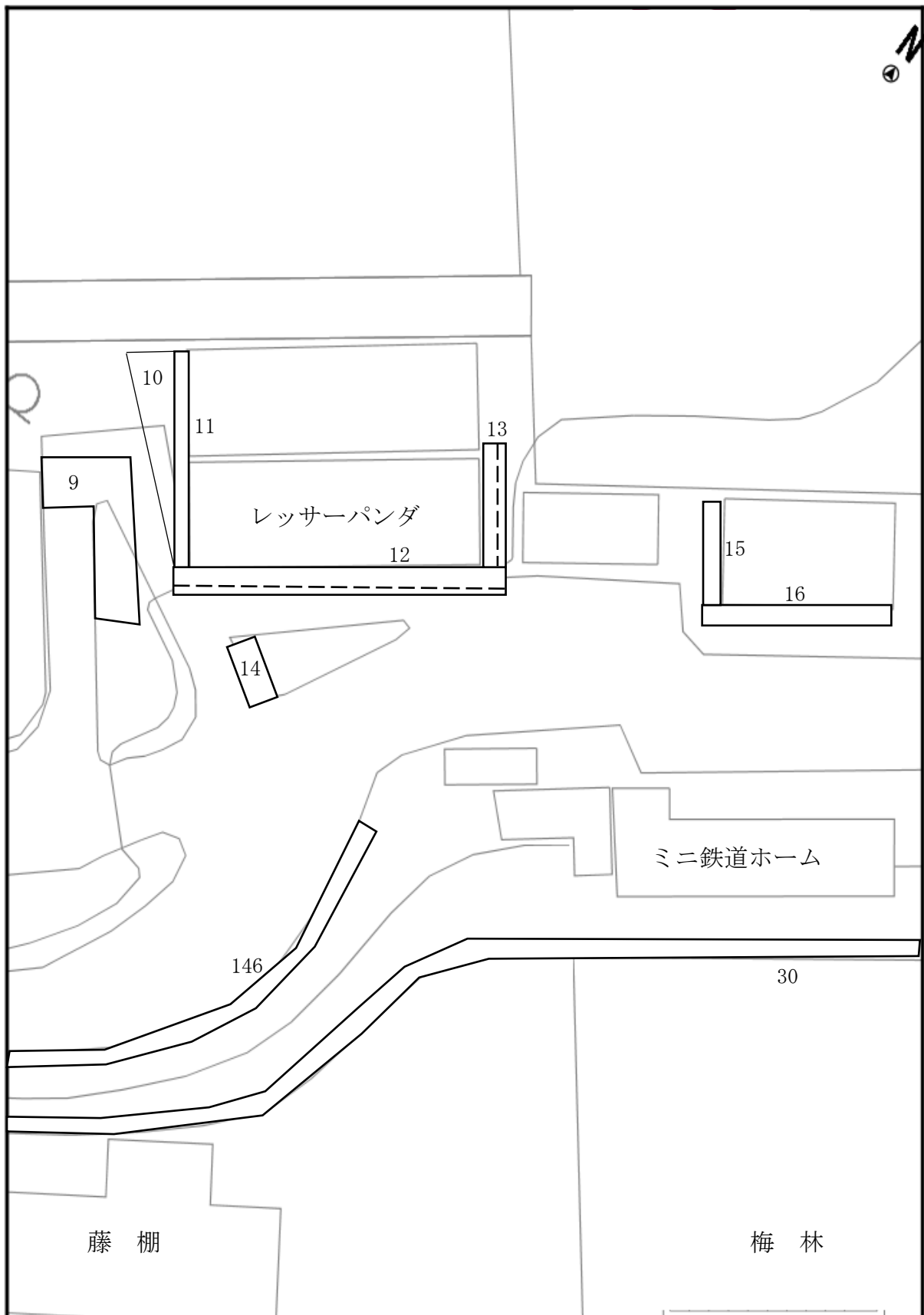
別紙 2



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



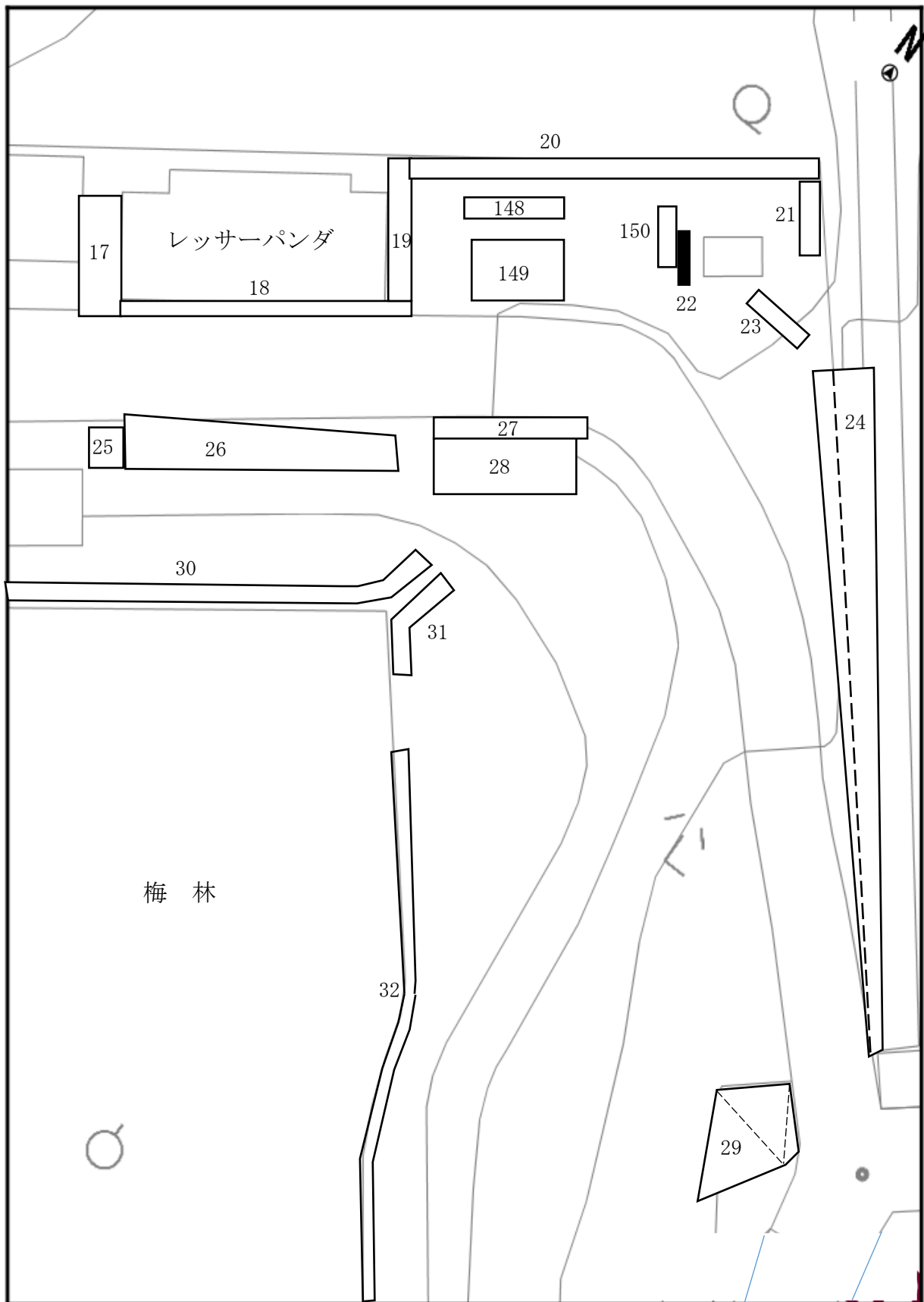
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



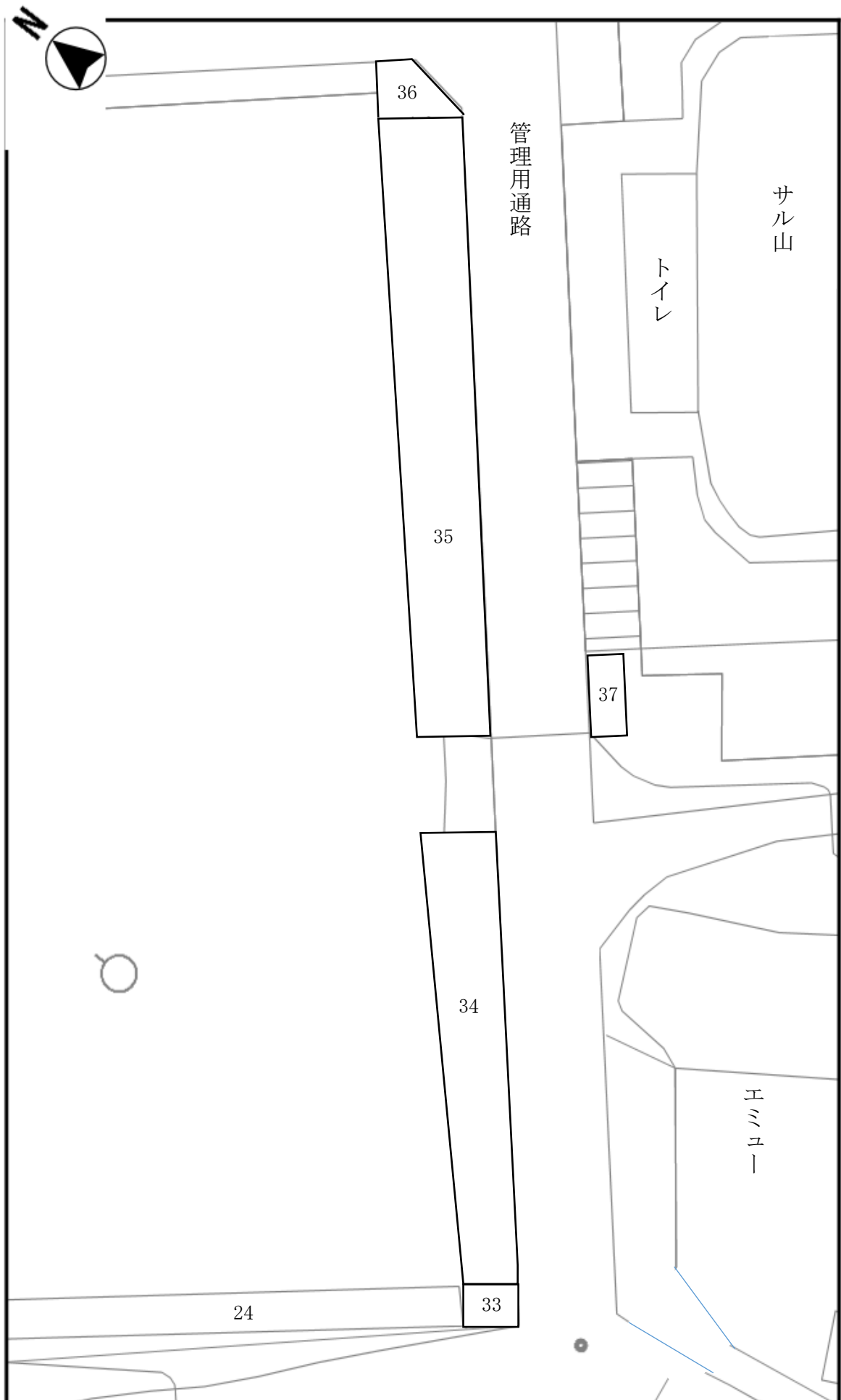
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照

作業箇所図

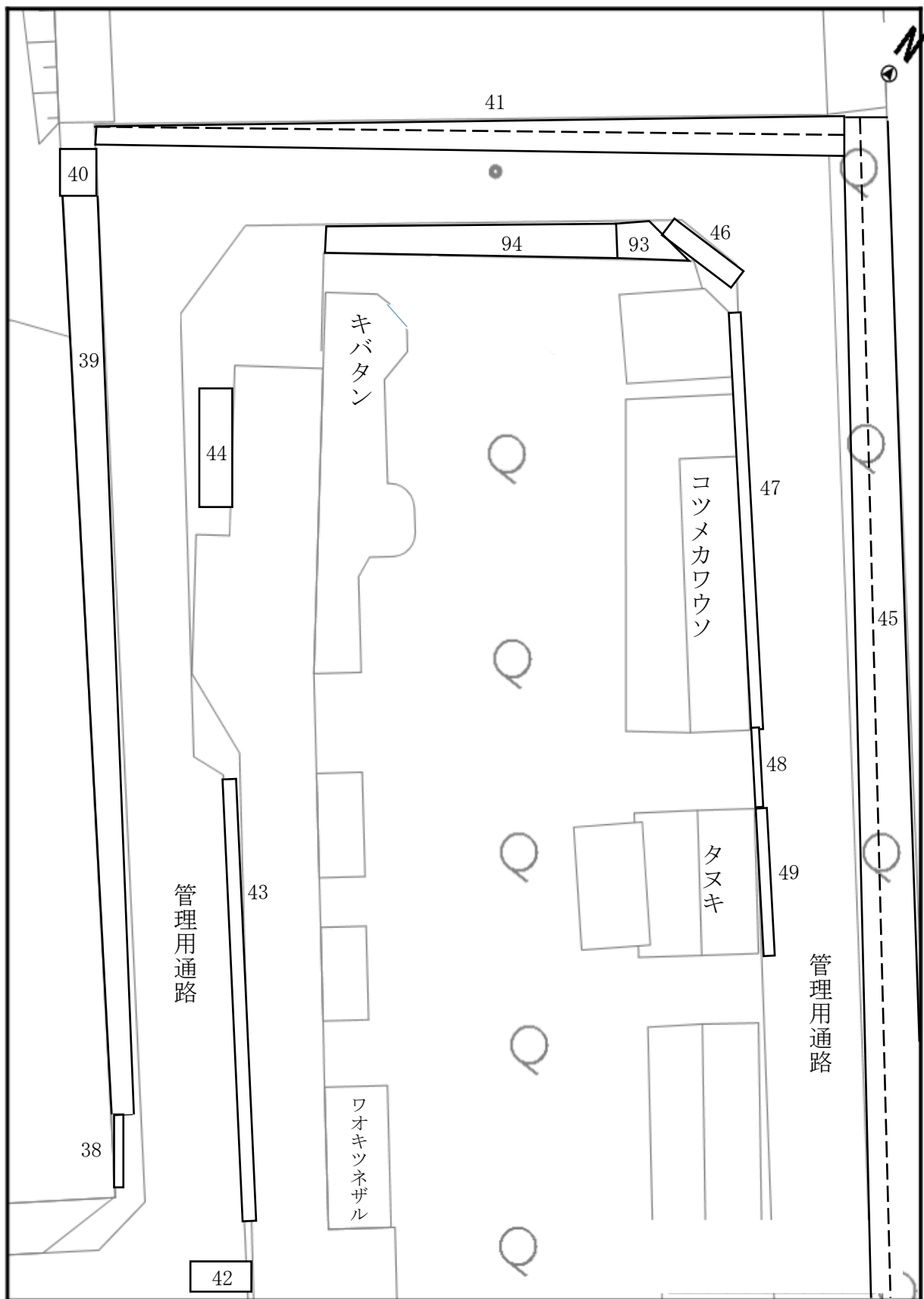
別紙 5



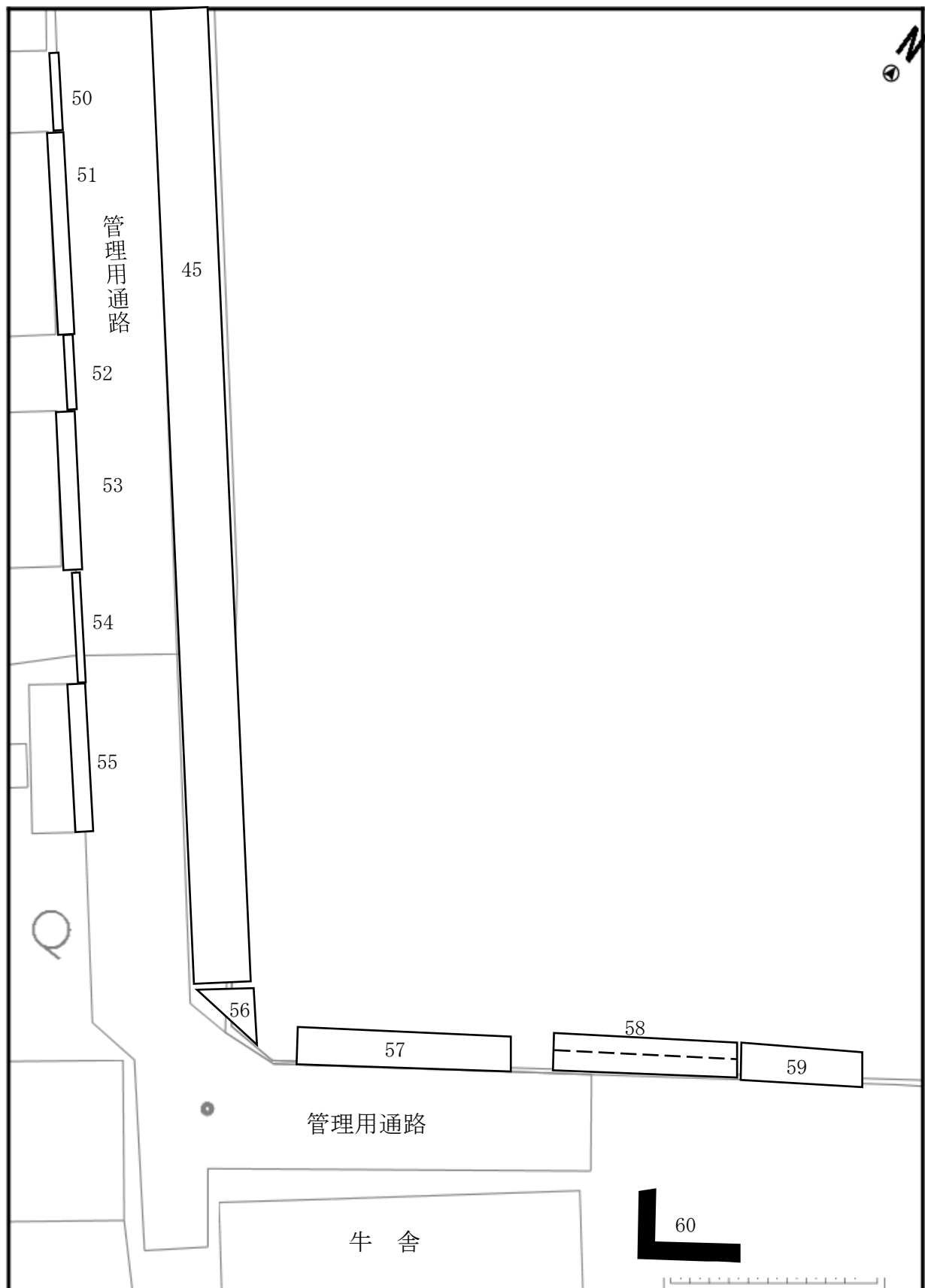
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



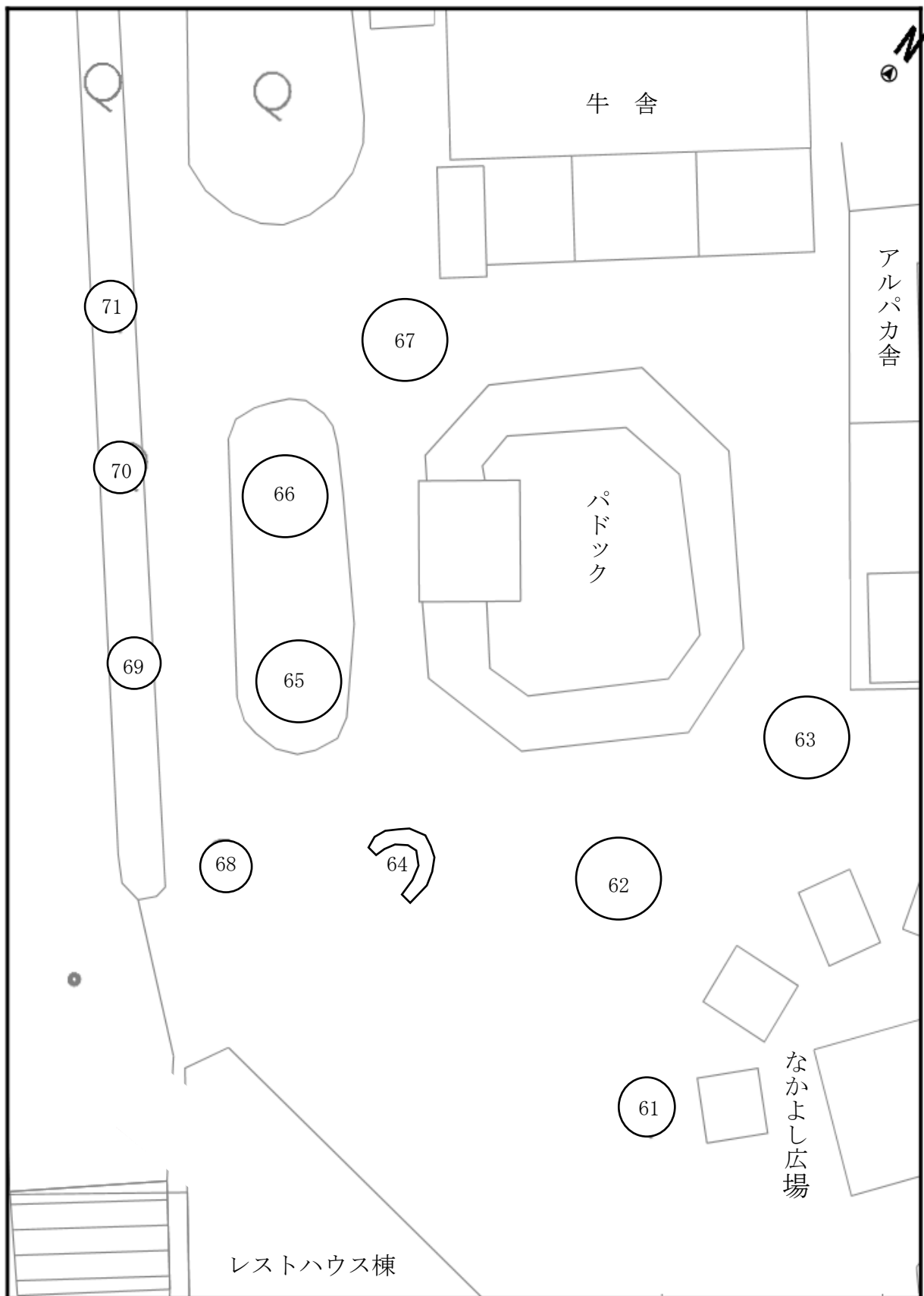
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照

作業箇所図

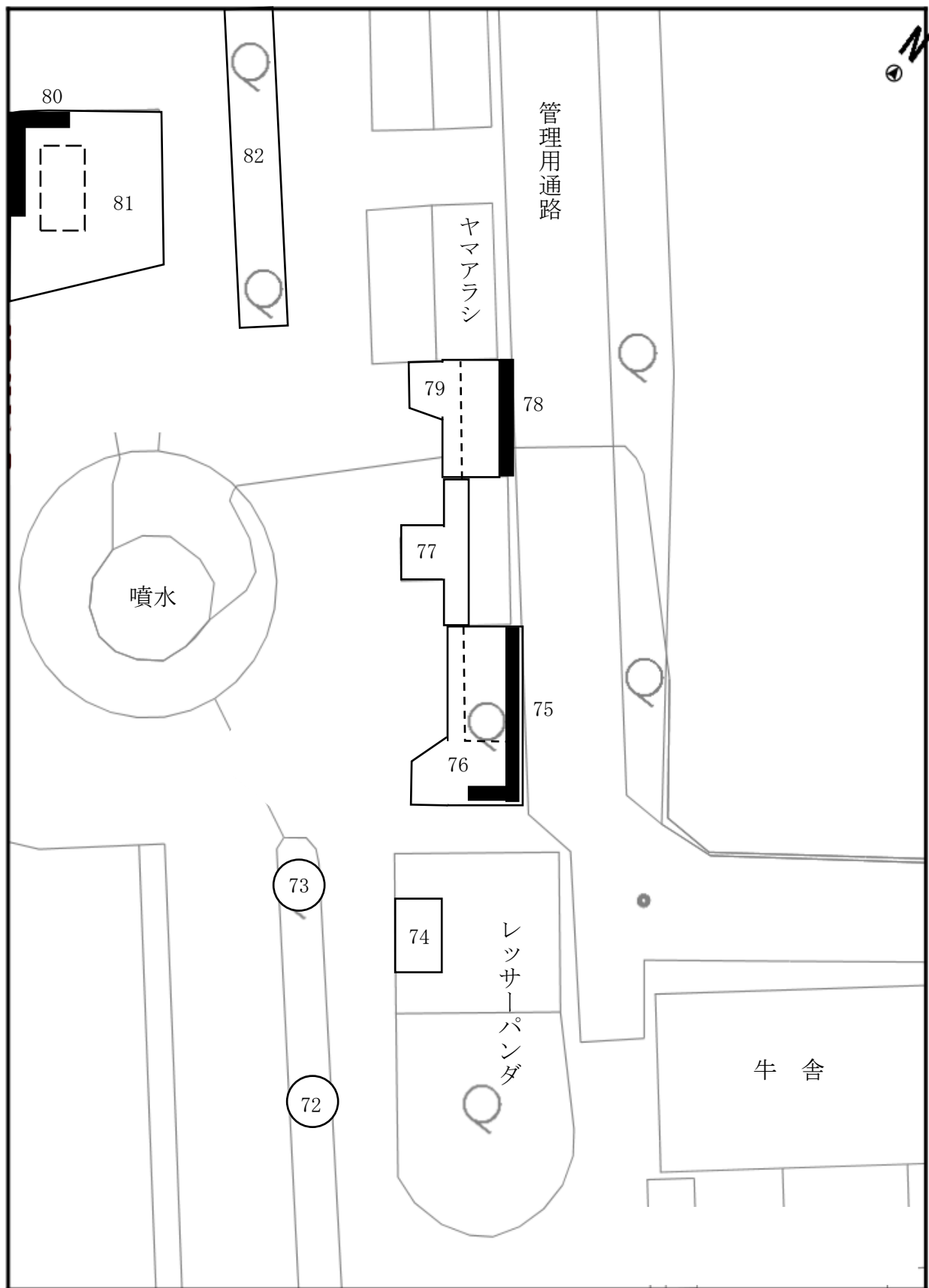
別紙 9



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照

作業箇所図

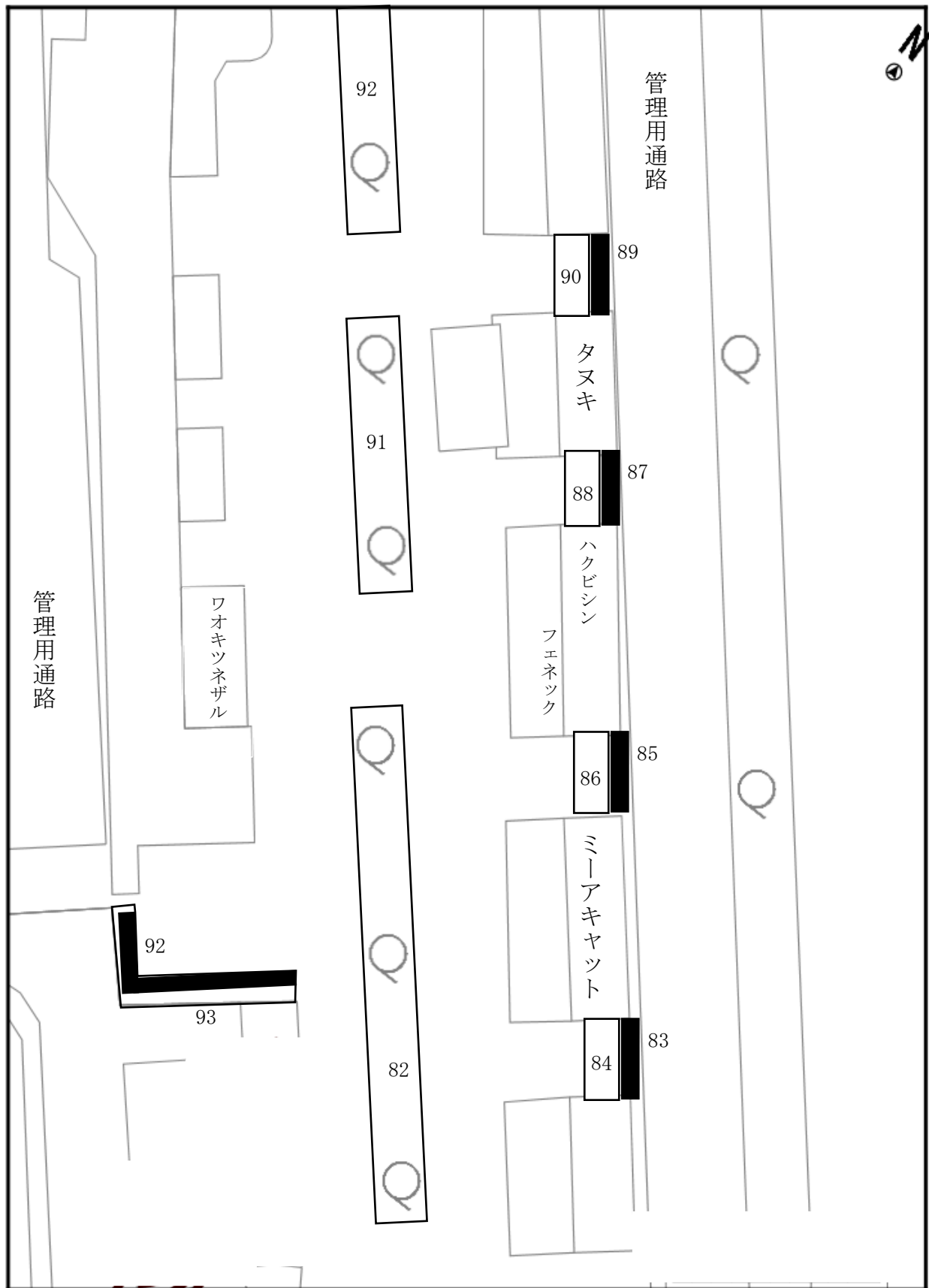
別紙 10



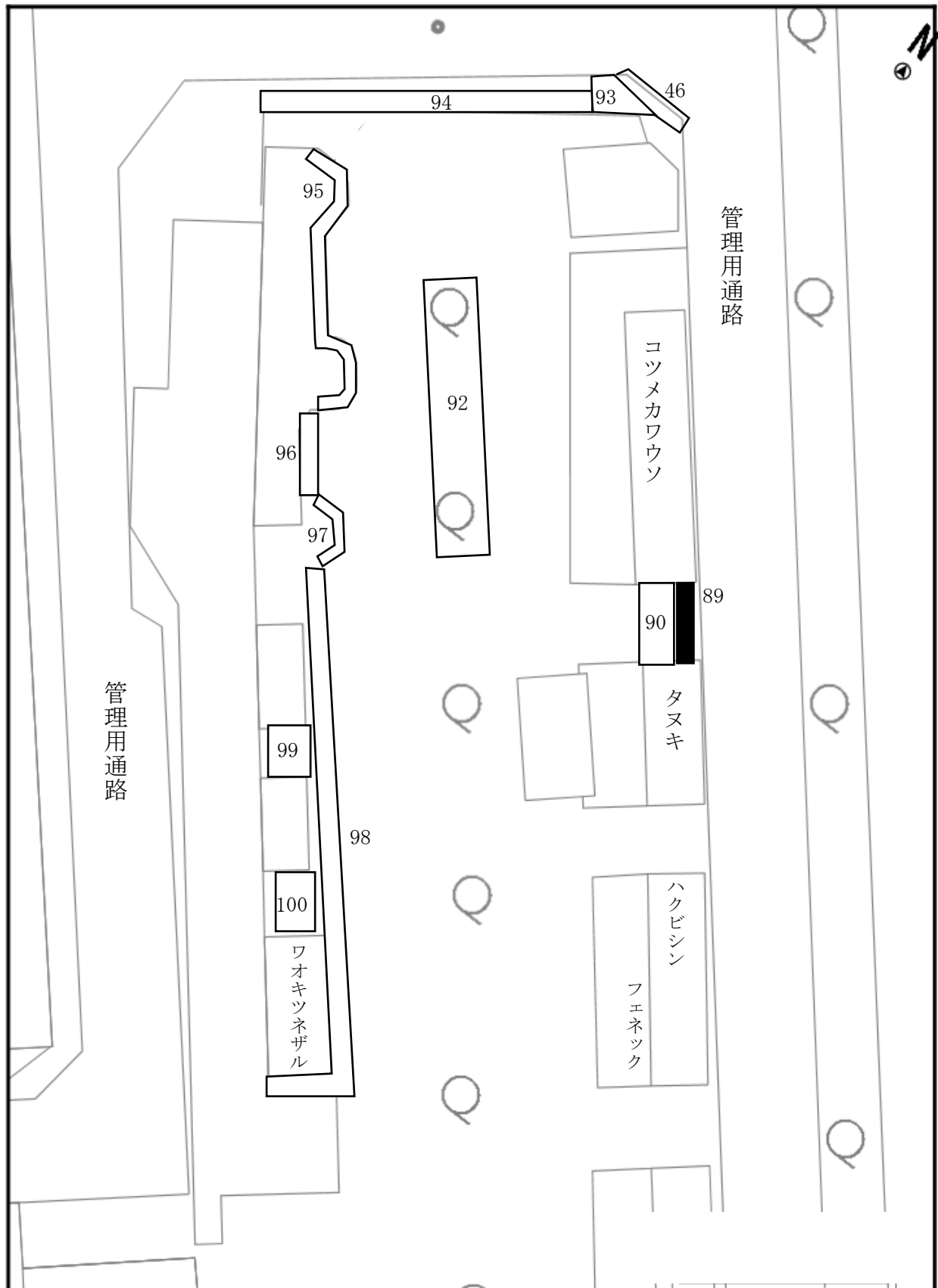
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

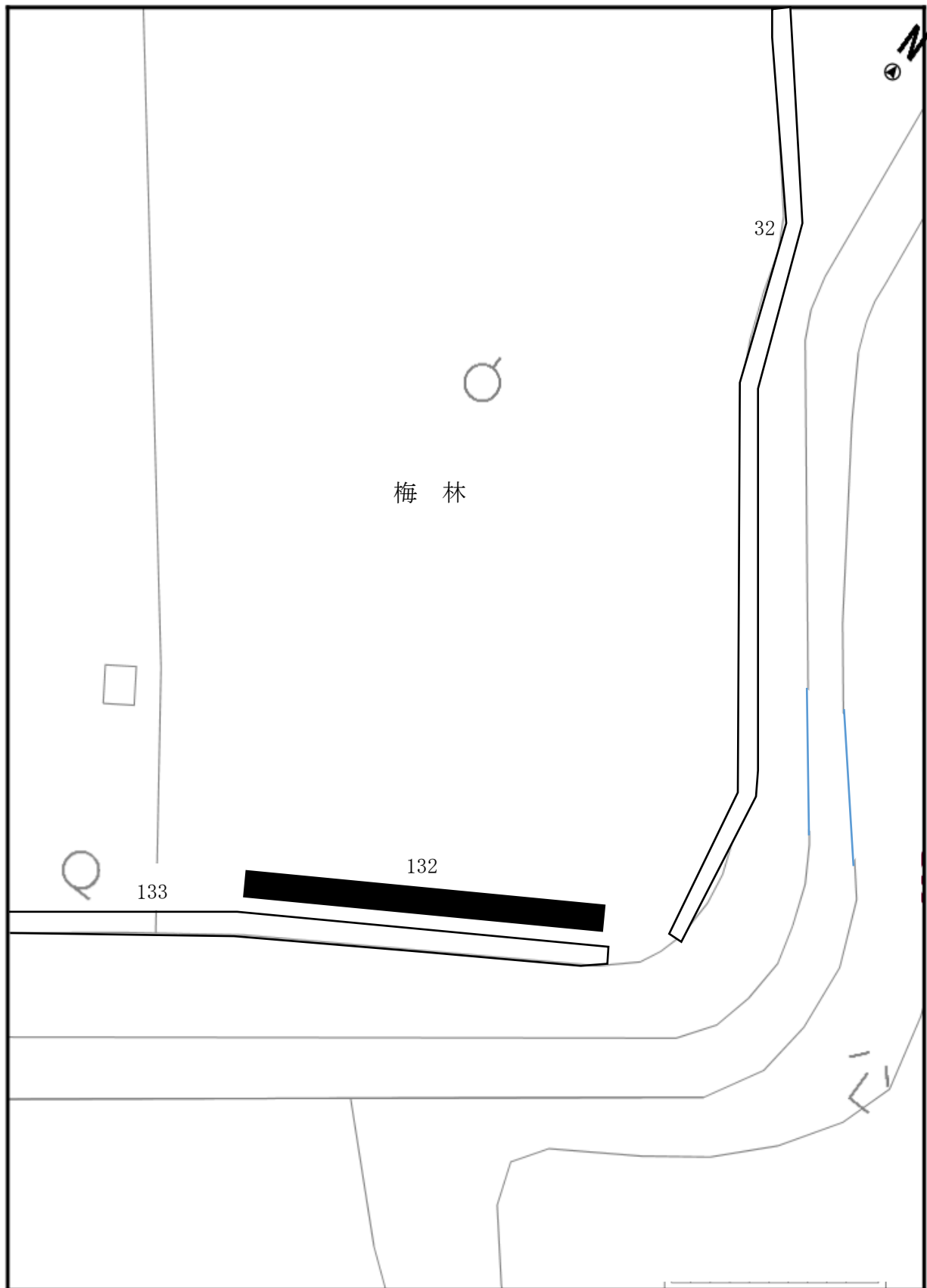
別紙 1 1



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



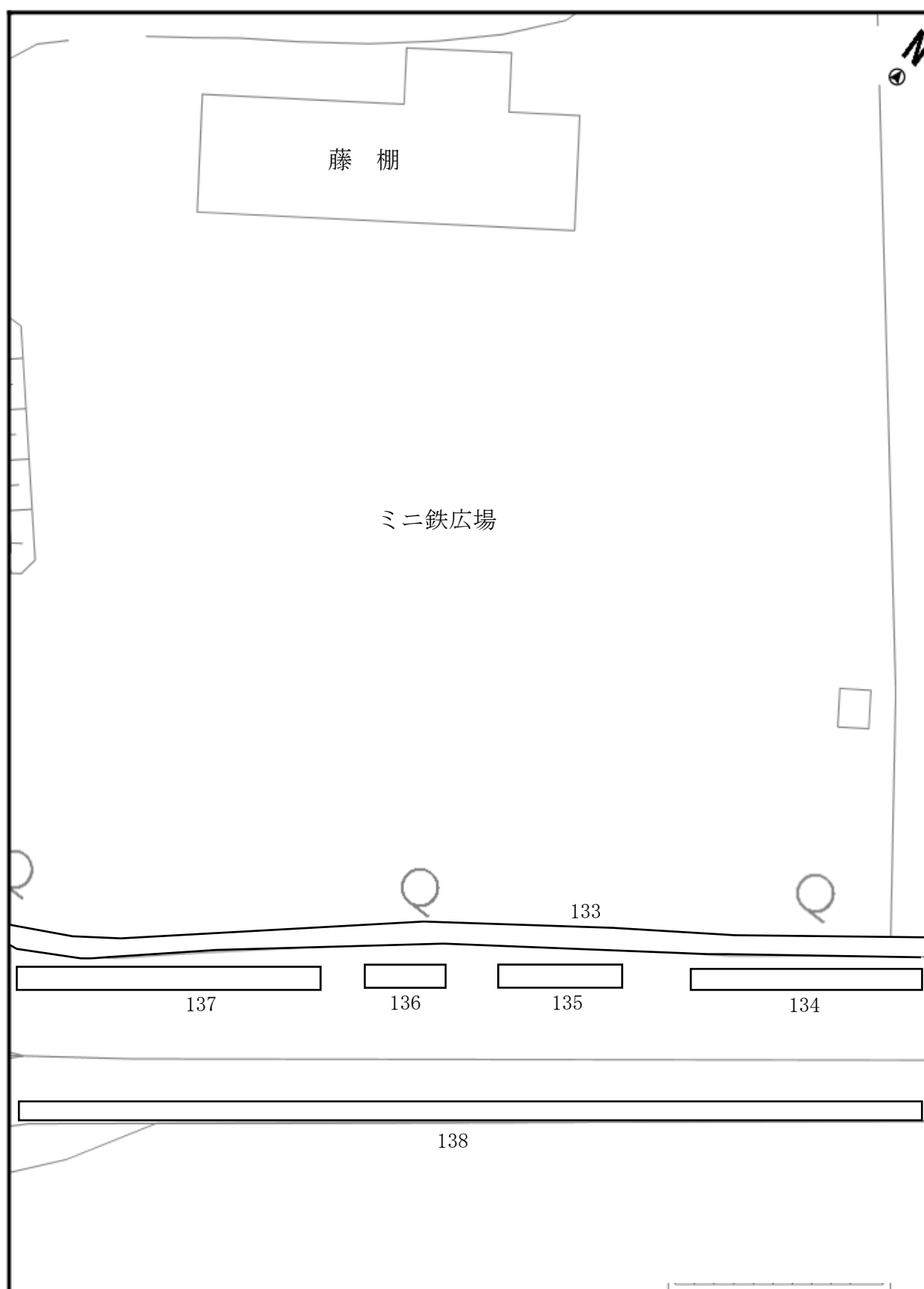
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



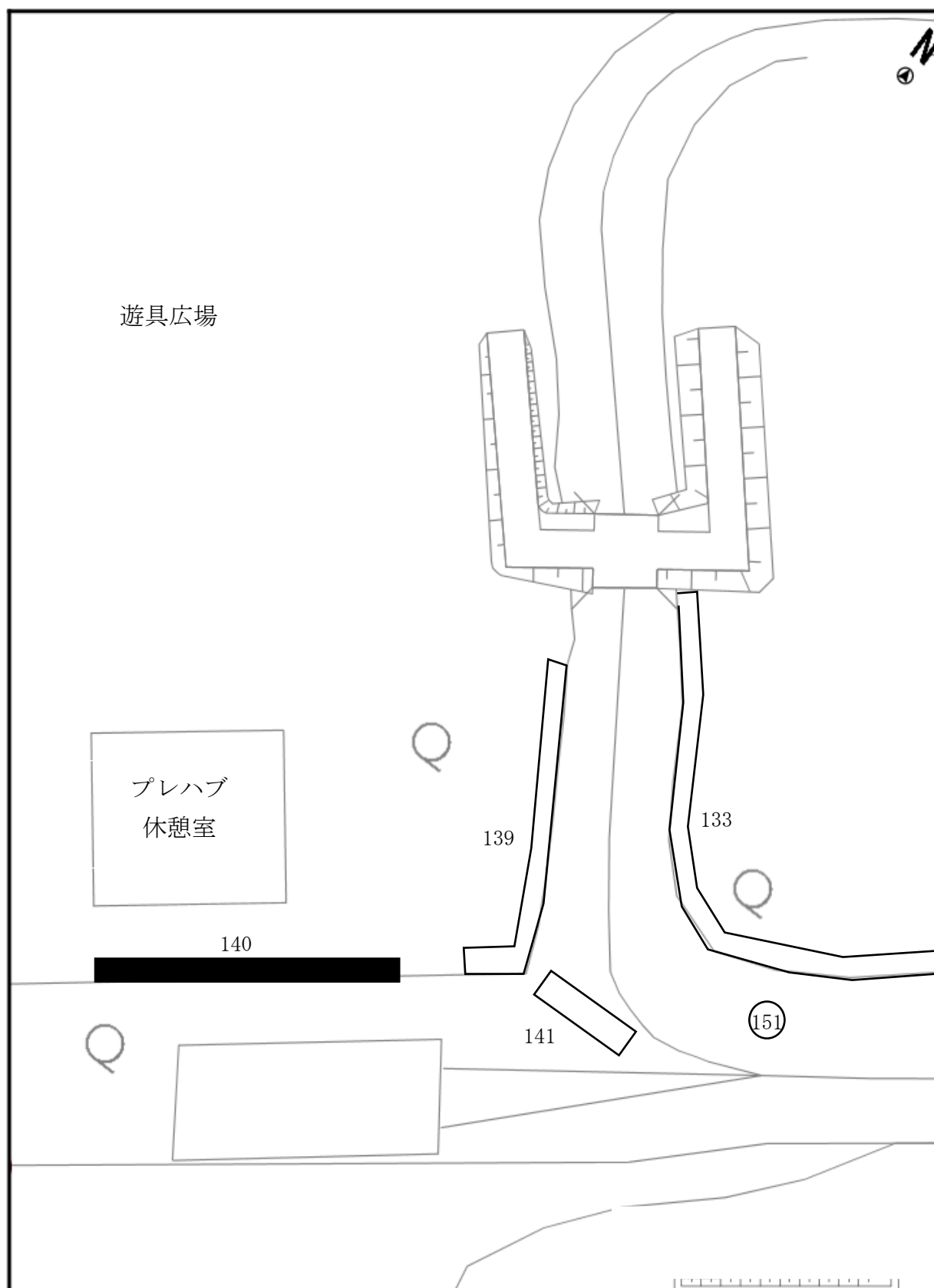
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照

作業箇所図

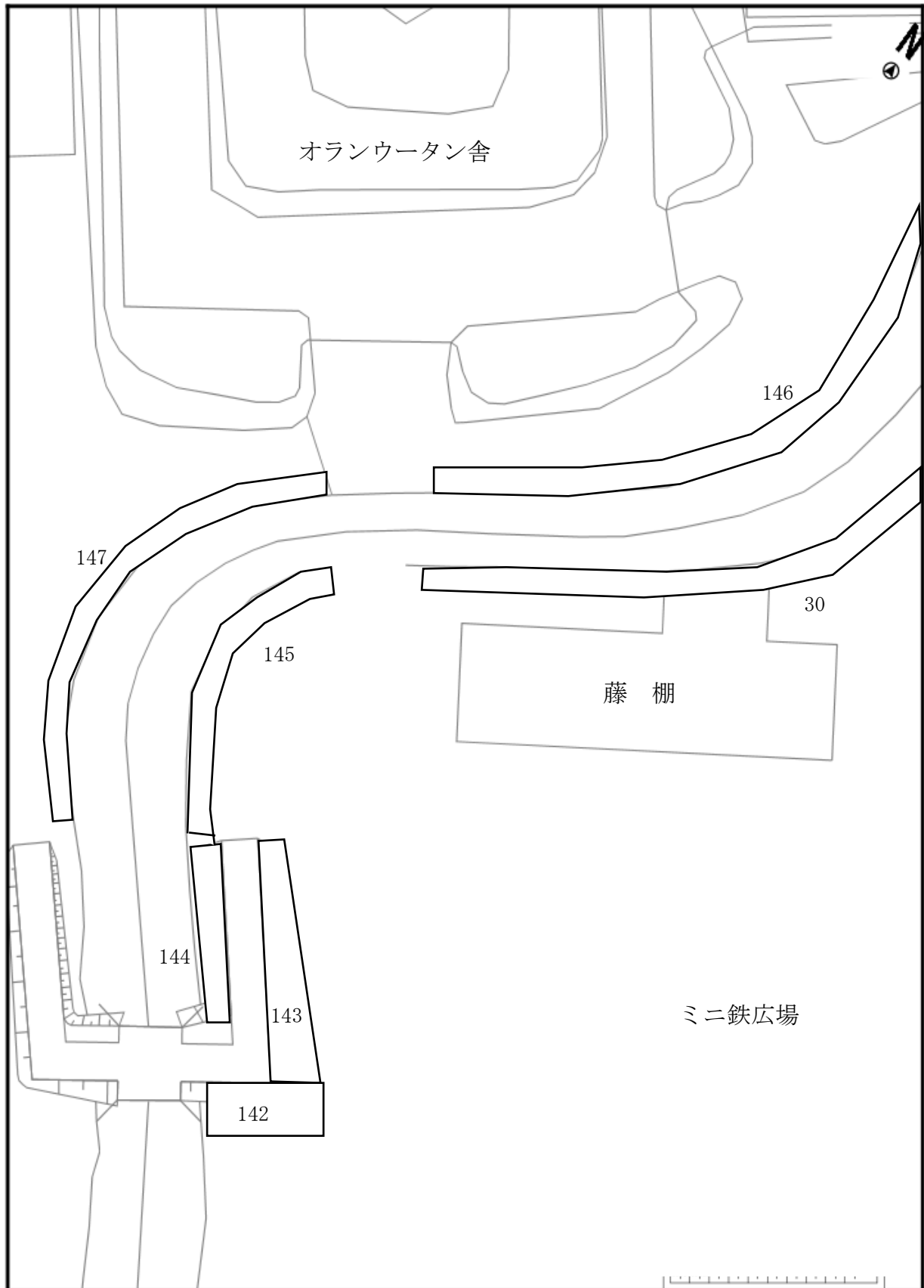
別紙 1 4



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



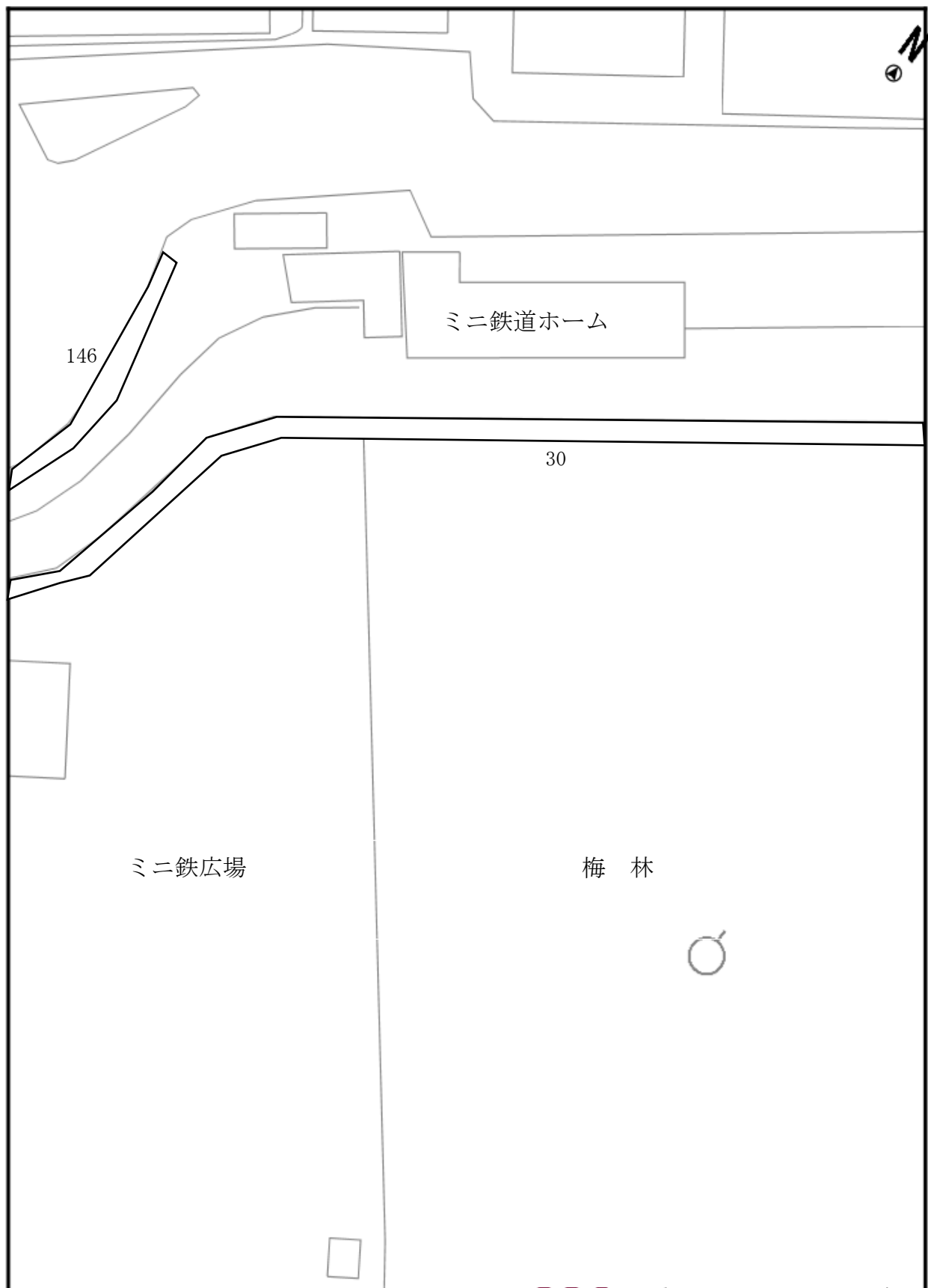
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 33 の除草集計表を参照



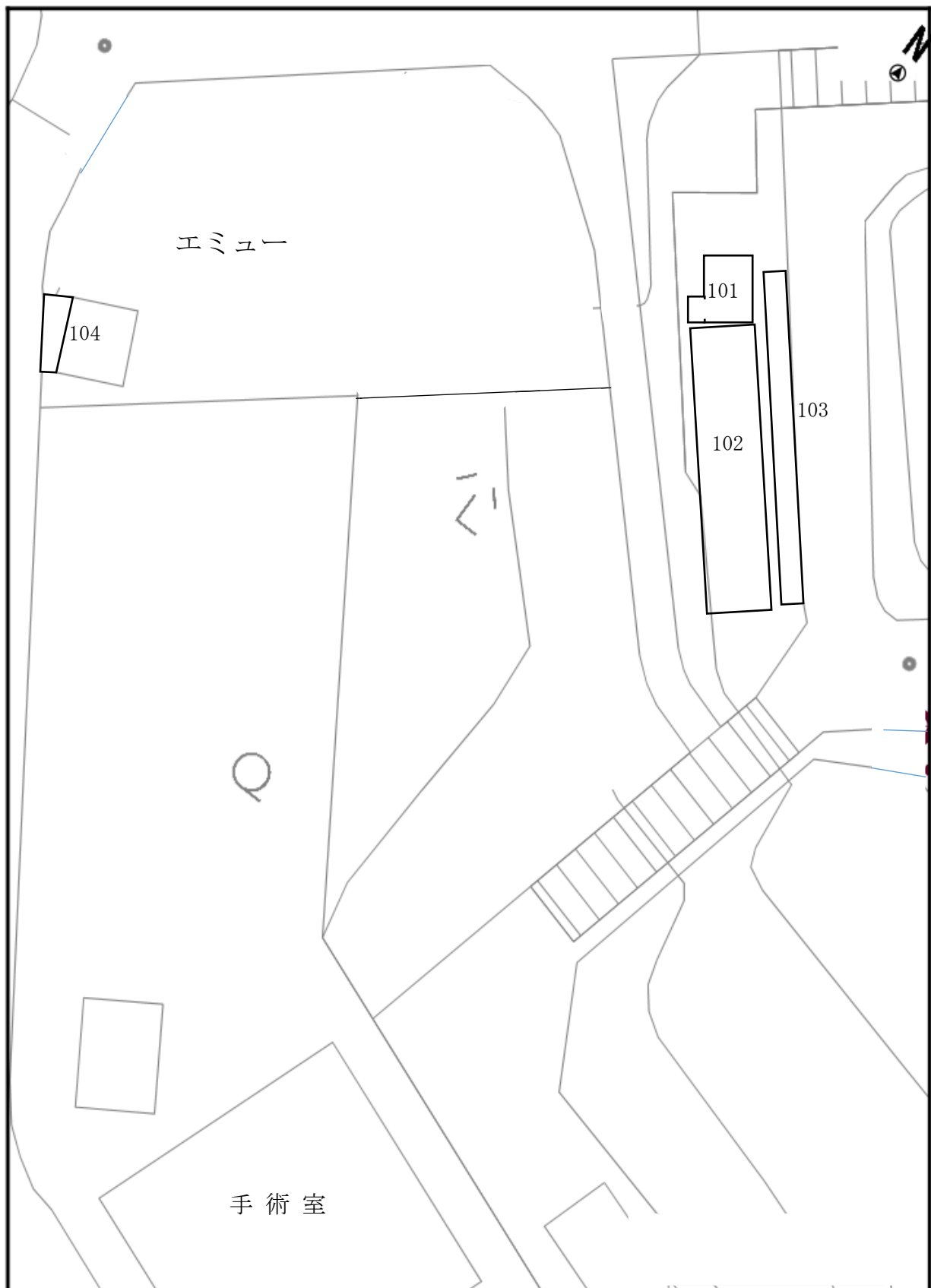
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

作業箇所図

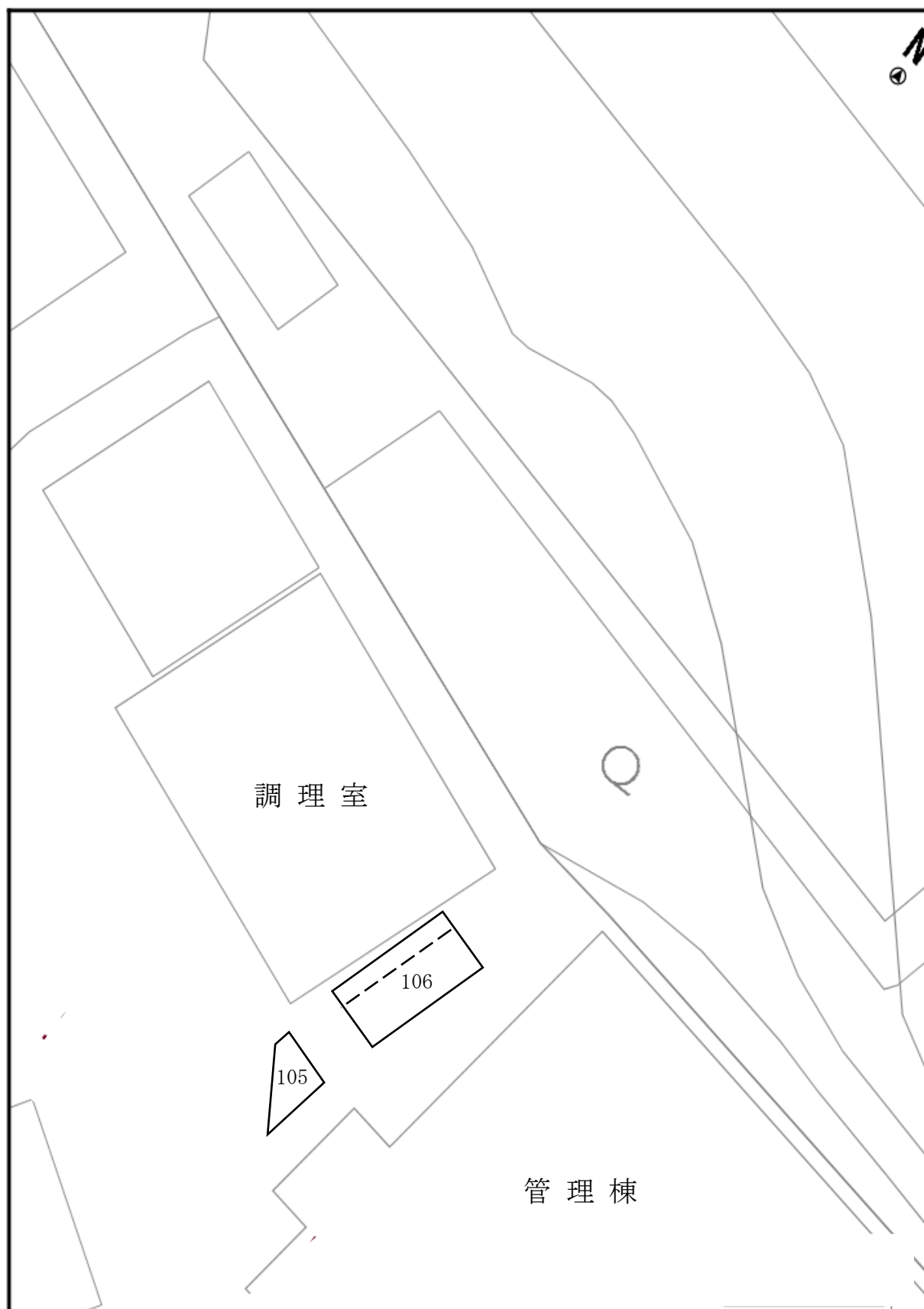
別紙 1 7



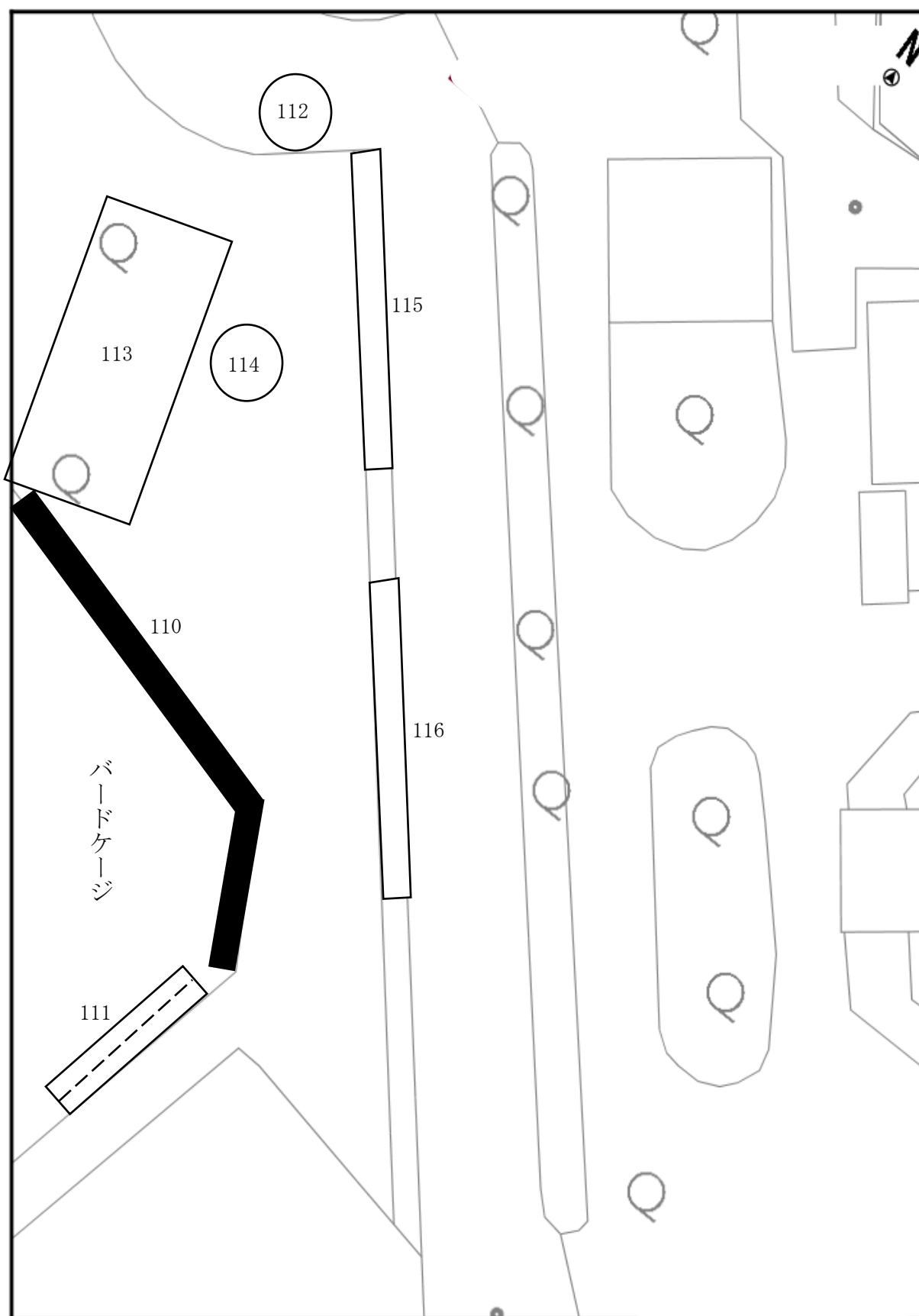
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



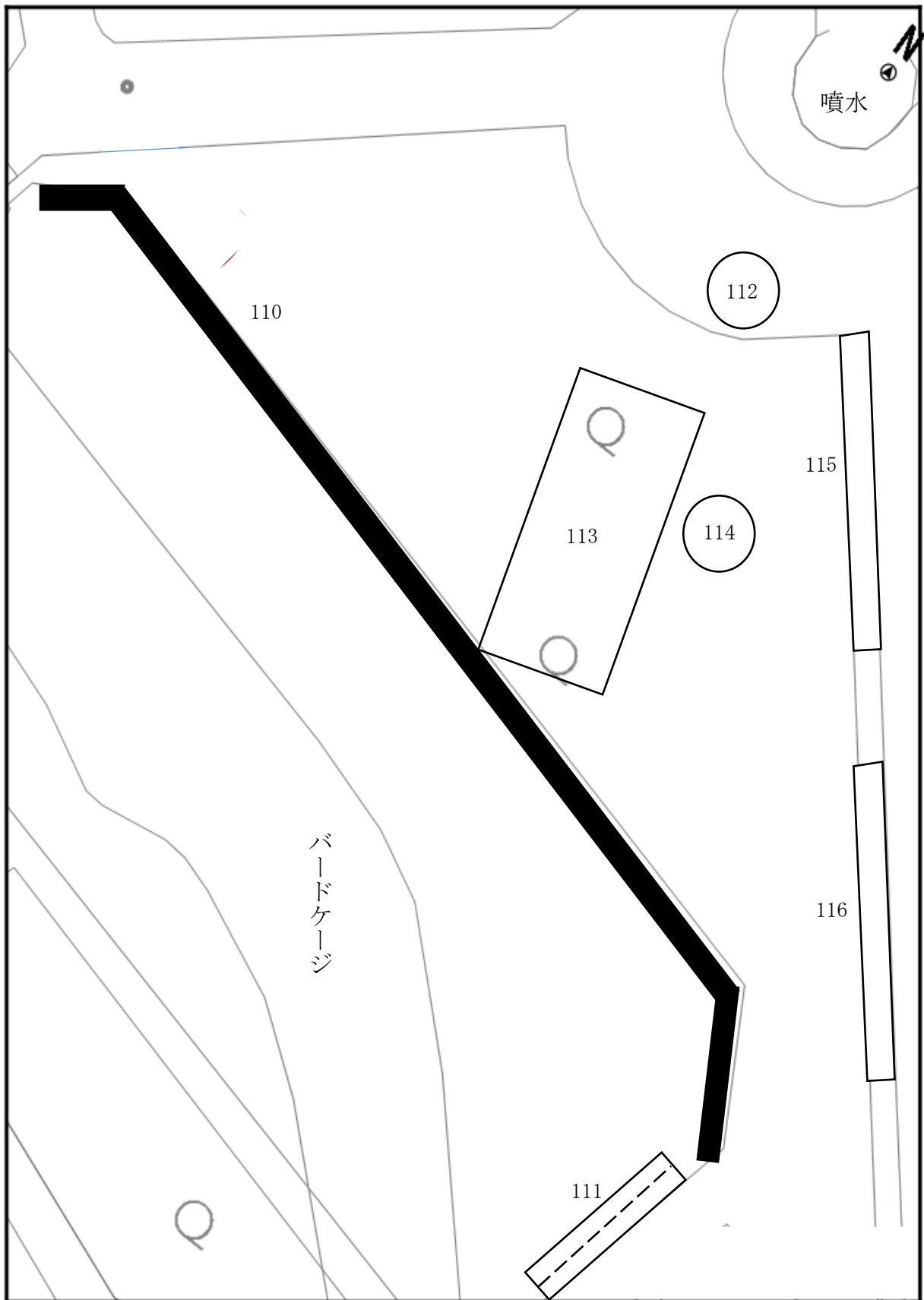
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



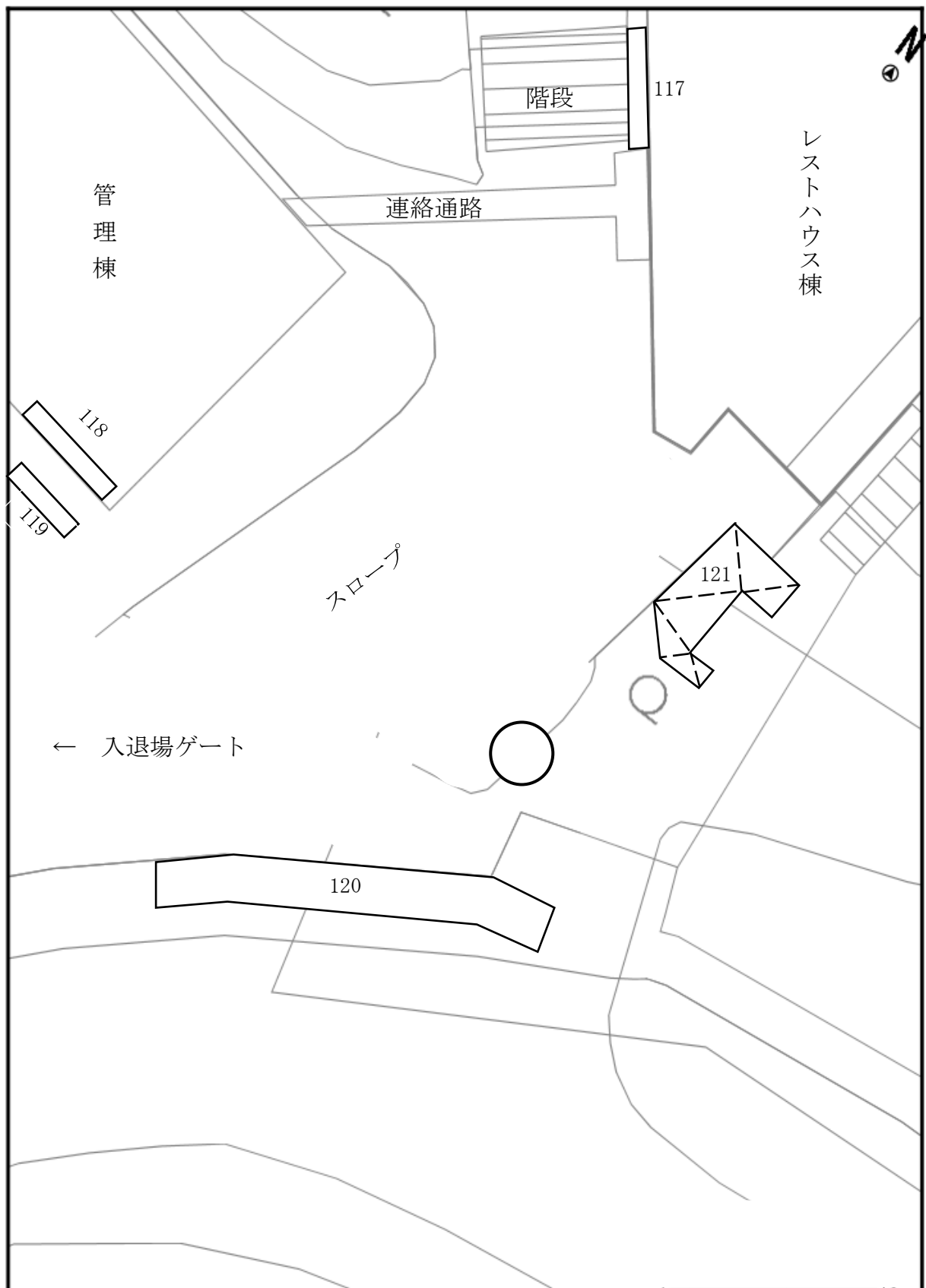
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照

作業箇所図

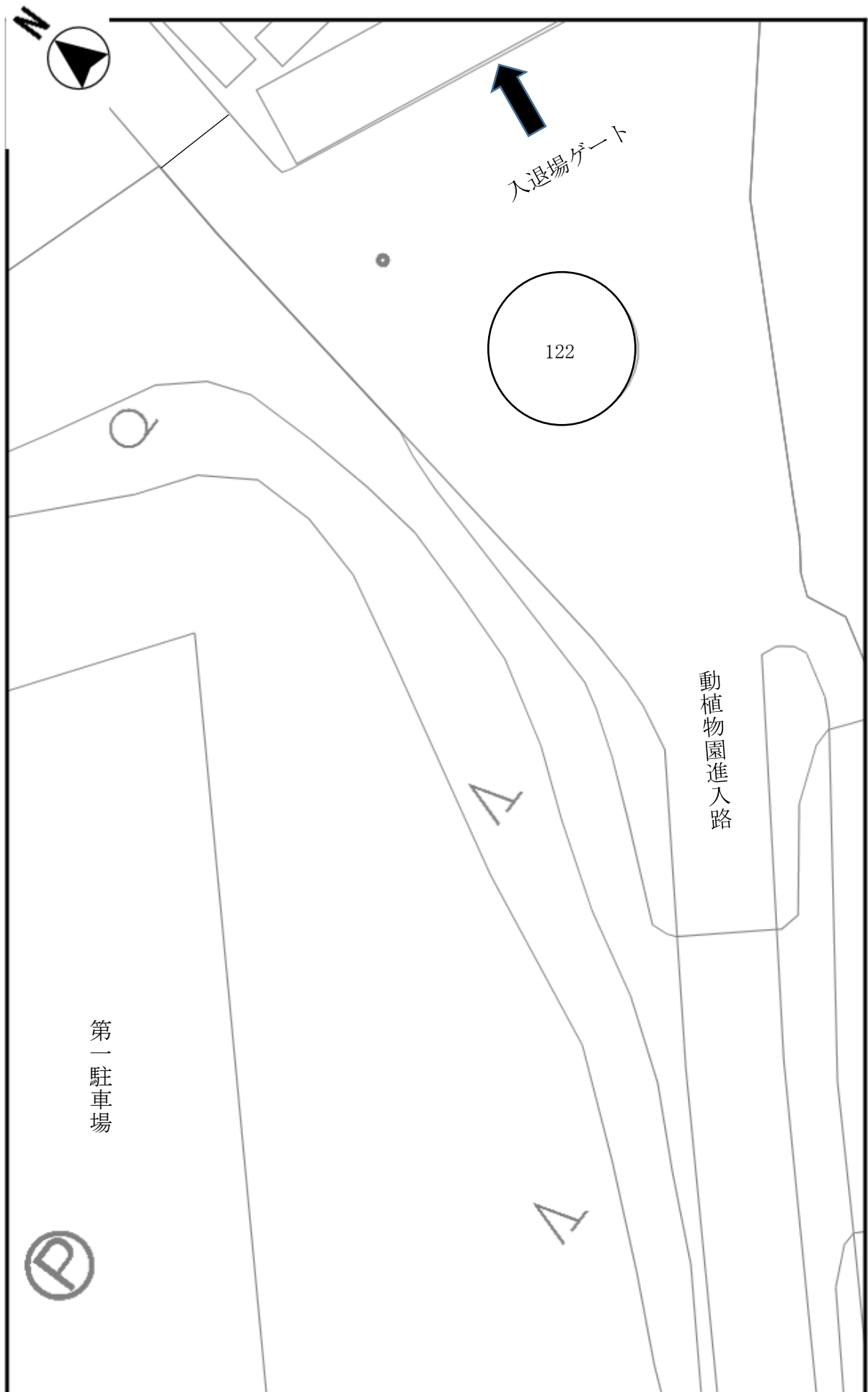
別紙 2 1



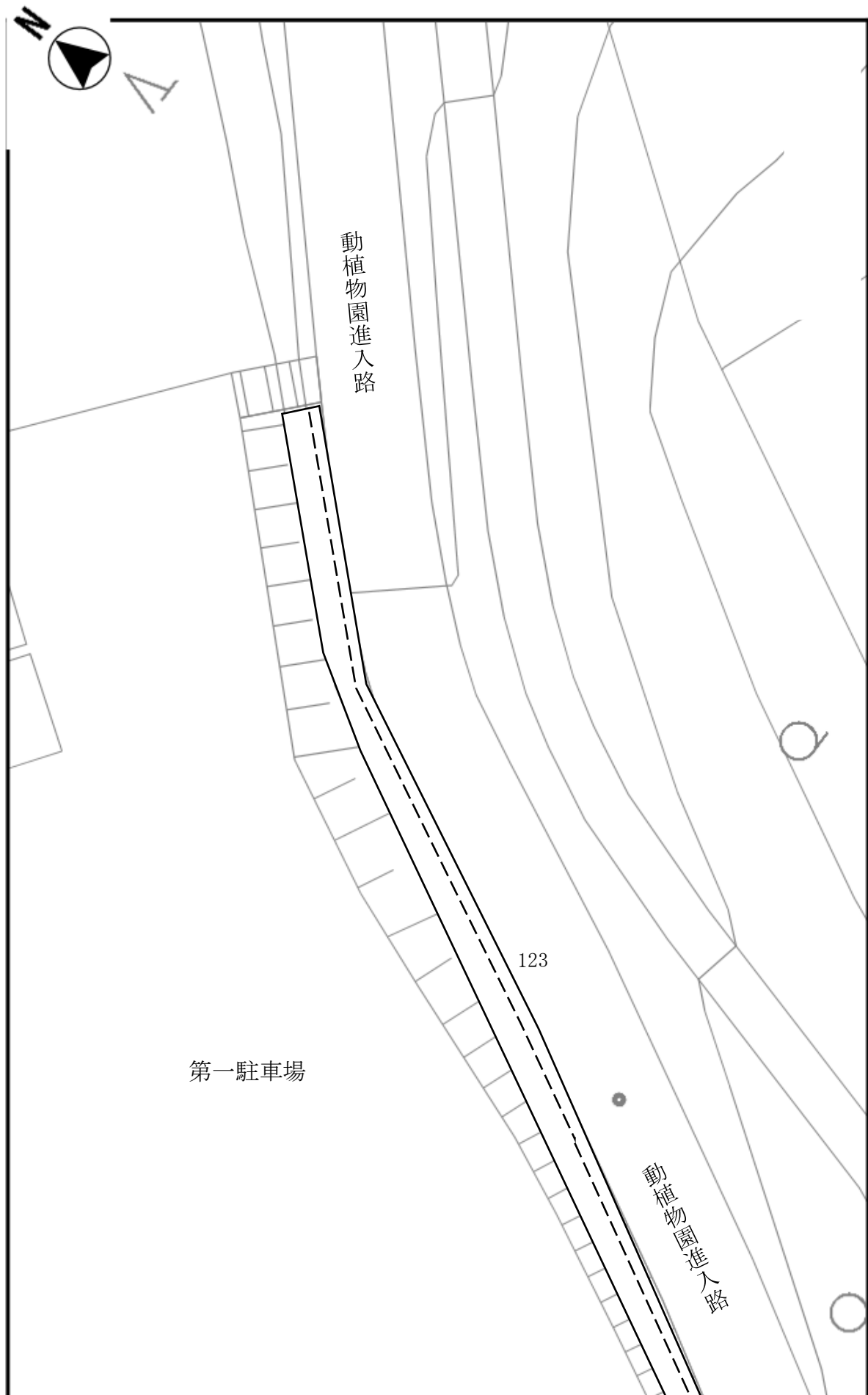
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



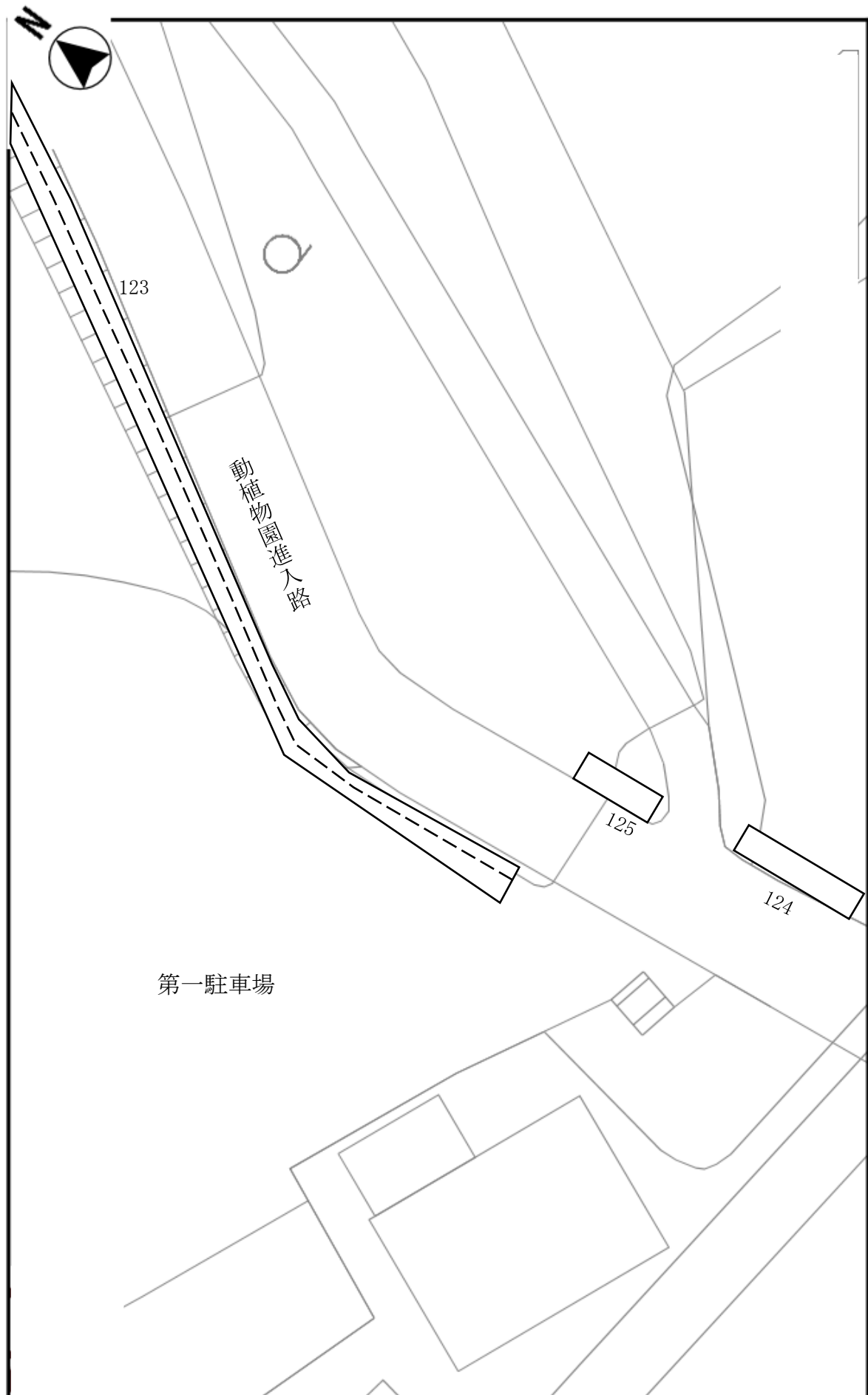
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



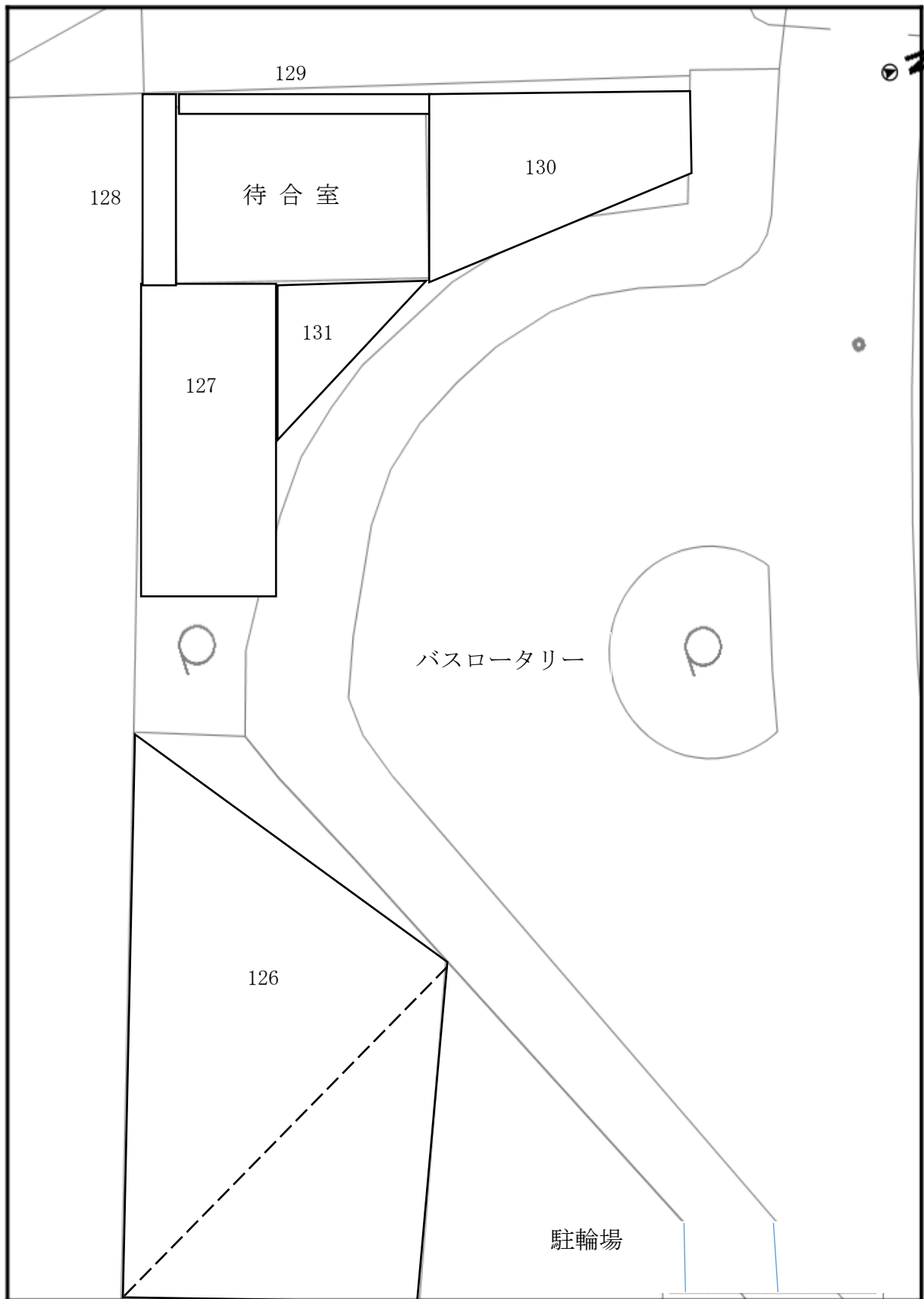
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



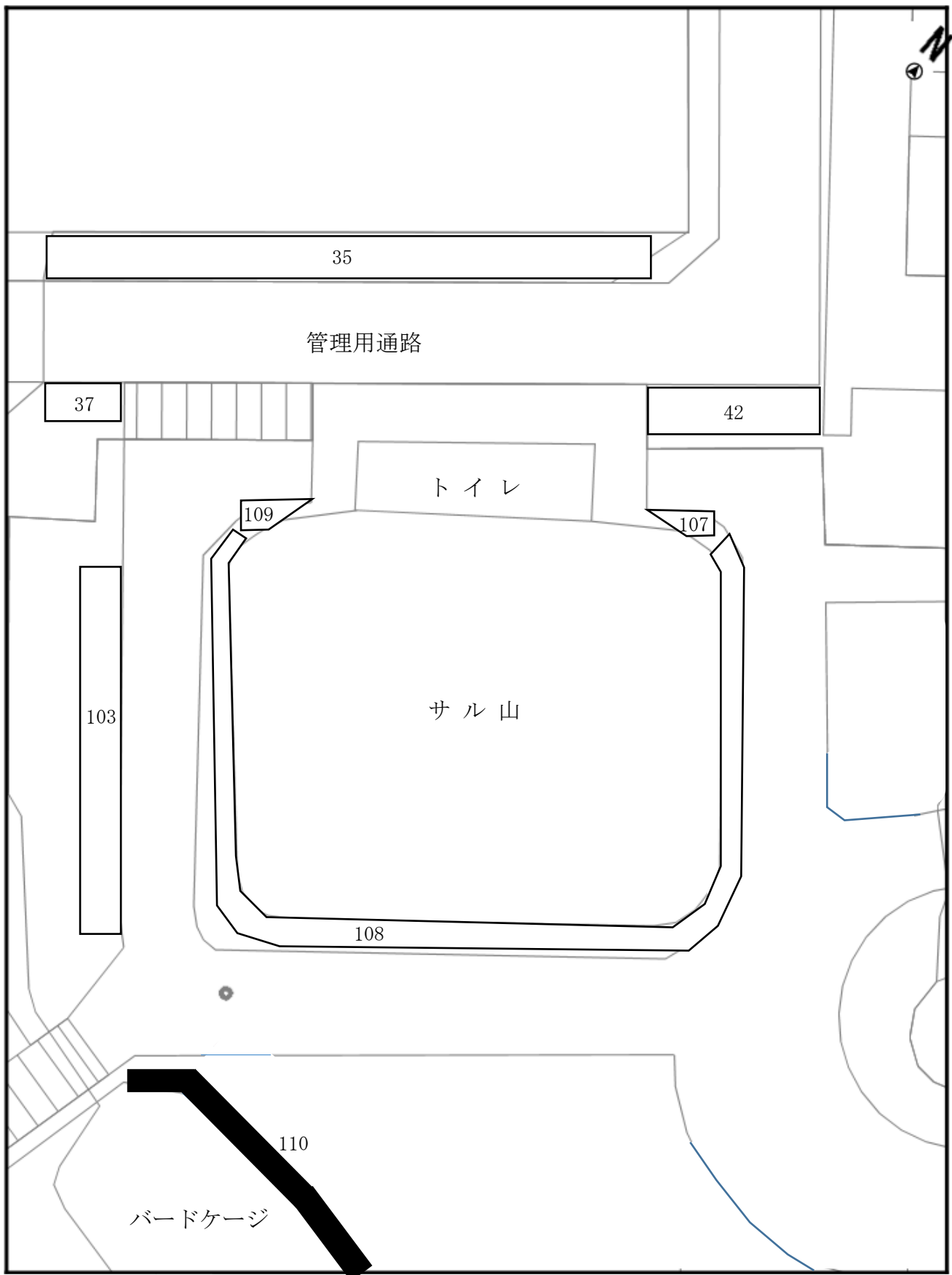
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照

作業箇所図

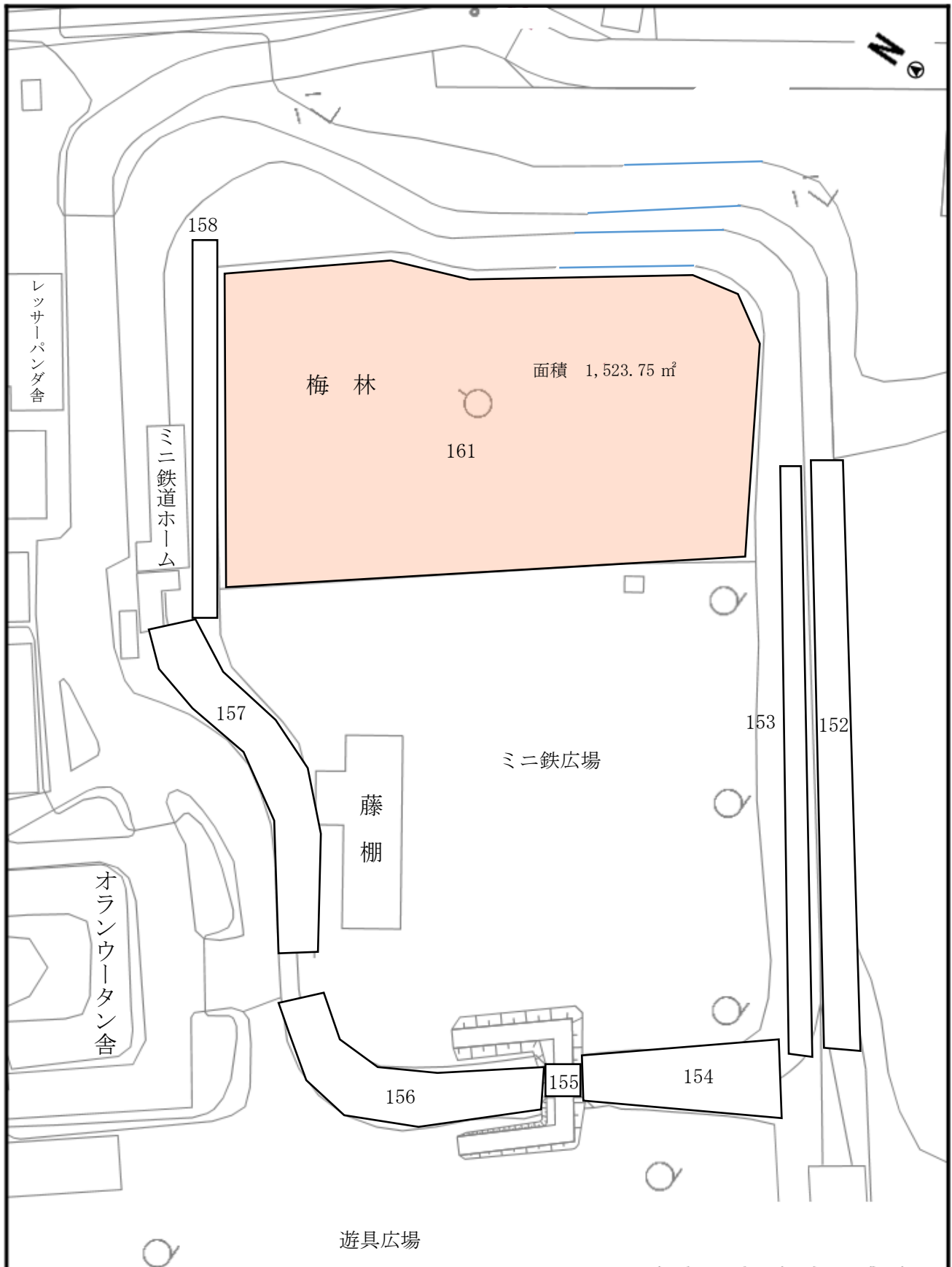
別紙 2 6



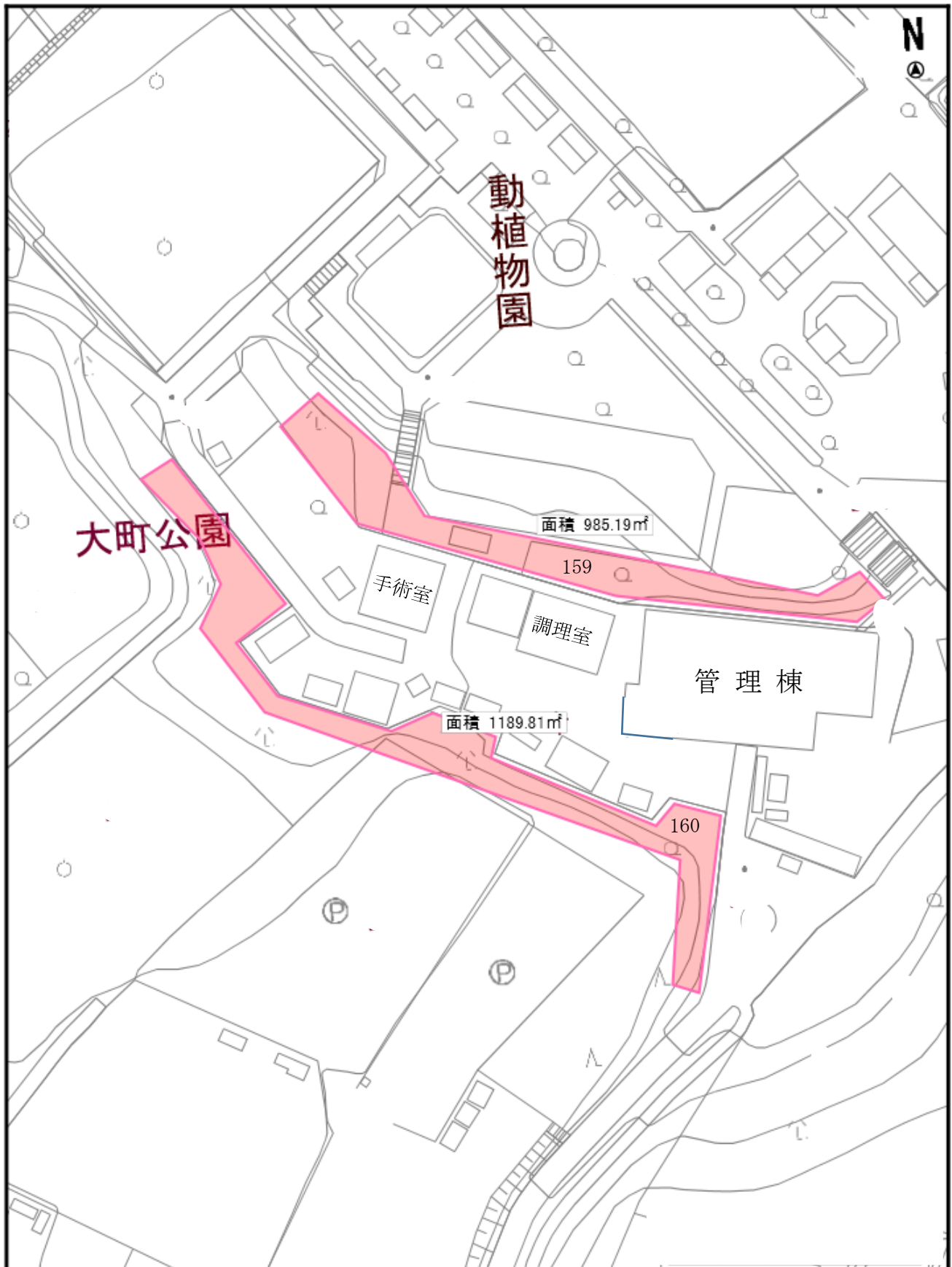
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



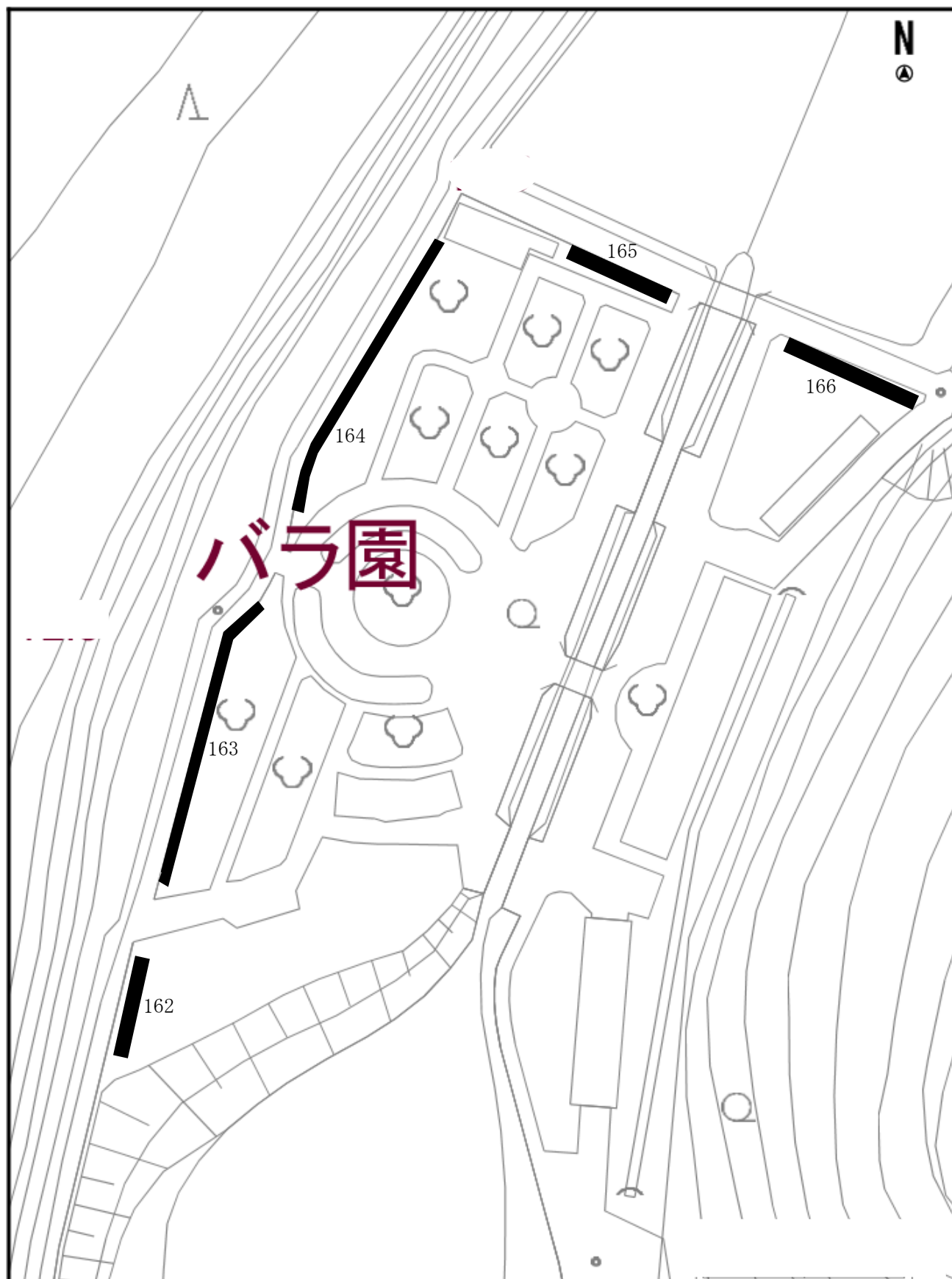
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



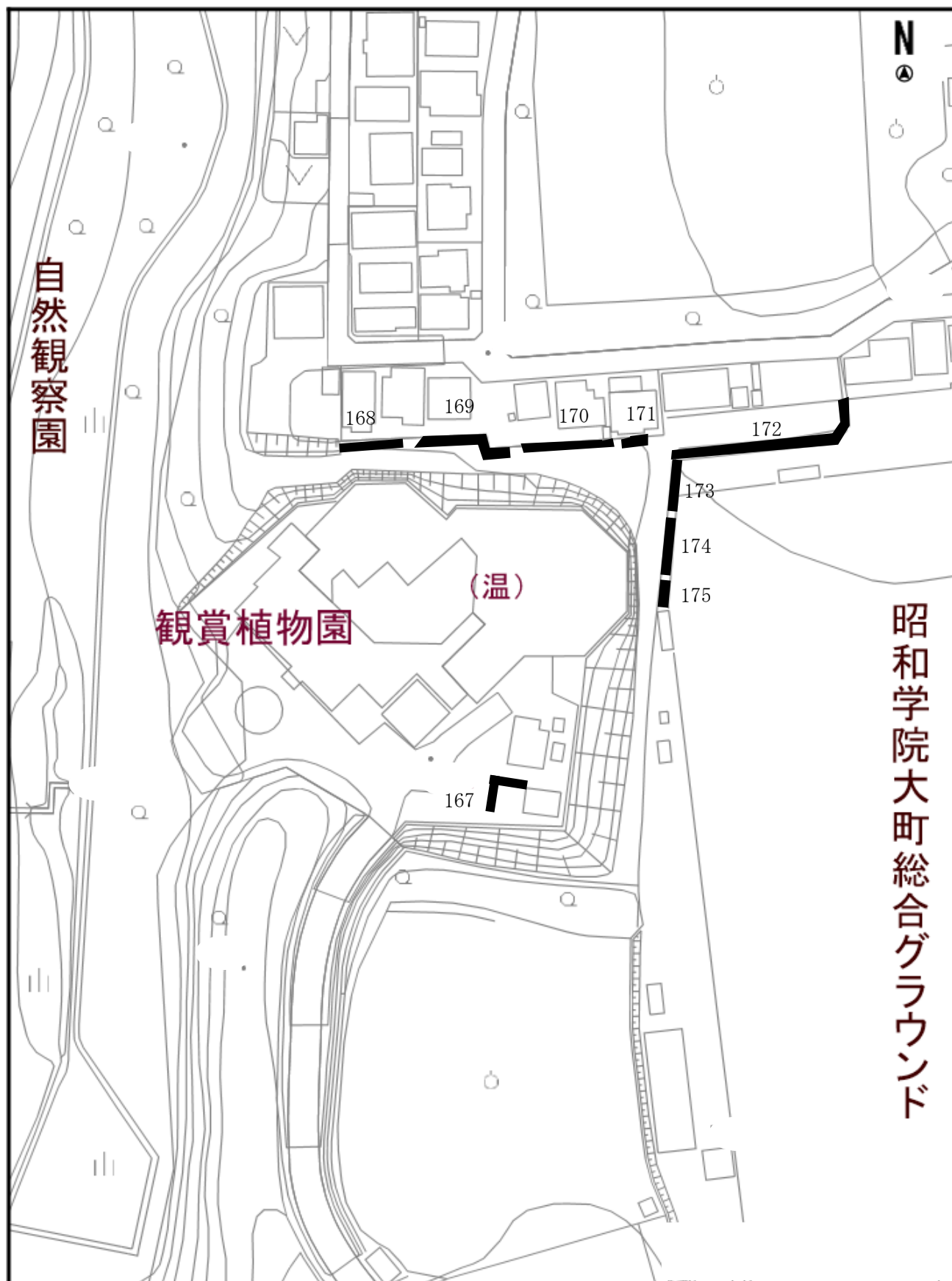
(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙 3 3 の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照



(注) 図に示された箇所(番号)は、別紙33の除草集計表を参照

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
1	オランウータン舎裏	3.0×8.5		25.5					別紙 2
2	オランウータン舎横	0.8×10.0		8.0					別紙 2
3	オランウータン舎前	3.0×8.5		25.5					別紙 2
4	オランウータン舎横	1.2×12.8		15.36					別紙 2
5	オランウータン舎廻り	1.1×22.8		25.08					別紙 3
6	オランウータン舎～自販機	1.0×6.0				6.0			別紙 3
7	オランウータン舎園路	4.8×11.5				55.2			別紙 3
8	オランウータン舎園路	4.8×11.0				52.8			別紙 3
9	オランウータン舎～自販機	2.0×10.0				20.0			別紙 4
10	レッサーパンダ舎横	2.0×7.0/2				7.0			別紙 4
11	レッサーパンダ舎横	0.6×6.2	3.72	3.72					別紙 4
12-1	レッサーパンダ舎前	1.2×16.5		19.8					別紙 4
12-2	レッサーパンダ舎前	0.9×16.5	14.85						別紙 4
13-1	レッサーパンダ舎横	0.9×3.8		3.42					別紙 4
13-2	レッサーパンダ舎横	0.6×3.8	2.28						別紙 4
14	レッサーパンダ舎前園路	2.0×3.0				6.0			別紙 4
15	レッサーパンダ舎横	1.0×6.0		6.0					別紙 4
16	レッサーパンダ舎前	1.1×11.0		12.1					別紙 4
17	レッサーパンダ舎間	2.7×7.0				18.9			別紙 5
18	レッサーパンダ舎前	0.7×14.2				9.94			別紙 5

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
19	レッサーパンダ舎横	1.1×7.0				7.7			別紙 5
20-1	レッサーパンダ舎～トイレ	0.6×17		10.2					別紙 5
20-2	レッサーパンダ舎～トイレ	0.4×17	6.8						別紙 5
21	レッサーパンダ舎トイレ裏	0.4×4.0	1.6	1.6					別紙 5
22	レッサーパンダ舎トイレ前生垣	H=1.8 L=4.0						4.0	別紙 5
23	レッサーパンダ舎トイレ東側	0.5×4.0				2.0			別紙 5
24-1	スロープ横	(1.7+0.3)/2×26.0		26.0					別紙 5
24-2	スロープ横	(1.0+0.3)/2×26.0	16.9						別紙 5
25	ミニ鉄道駅舎横	2.0×2.5				5.0			別紙 5
26	ミニ鉄道駅舎横	(4.0+2.0)/2×14.0				42.0			別紙 5
27	ミニ鉄道ホーム角	0.71×14.0	9.8						別紙 5
28	ミニ鉄道ホーム角	3.5×11.0				38.5			別紙 5
29-1	スロープ下	a=4.3, b=4.0, c=3.4		6.41					別紙 5、ヘロンの公式より
29-2	スロープ下	a=3.4, b=3.5, c=2.1		3.45					別紙 5、ヘロンの公式より
29-3	スロープ下	a=2.1, b=2.1, c=0.7		0.72					別紙 5、ヘロンの公式より
29-4	スロープ下	(6.41+3.45+0.72)×0.7	7.41						別紙 5
30	ミニ鉄道ホーム内側	1.0×77.0	77.0	77.0					別紙 5
31	ミニ鉄道ホーム内側北角	0.5×10.0	5.0	5.0					別紙 5
32	ミニ鉄道ホーム内側北東	0.4×54.0	21.6	21.6					別紙 5
33	エミュー舎前園路北西角	2.6×2.0	5.2	5.2					別紙 6

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
34-1	エミュー舎前園路北西	$(2.6+3.4)/2 \times 24.6 - 31.98$				41.82			別紙 6
34-2	エミュー舎前園路北西	$(1.4+1.2)/2 \times 24.6$	31.98	31.98					別紙 6
35-1	サル山裏通路脇	$(3.4+3.6)/2 \times 30.6 - 39.78$				67.32			別紙 6
35-2	サル山裏通路脇	$(1.4+1.2)/2 \times 30.6$	39.78	39.78					別紙 6
36-1	サル山裏通路角	$(3.6+0.9)/2 \times 3.0 - 3.6$				3.15			別紙 6
36-2	サル山裏通路角	1.2×3.0	3.6	3.6					別紙 6
37-1	サル山裏角	0.4×8.4	3.36	3.36					別紙 6
37-2	サル山裏角	$1.9 \times 10.2 - 3.36$				16.02			別紙 6
38	ワオキツネザル舎裏通路西側	$(0.1+0.2)/2 \times 3$		0.45					別紙 7
39-1	ワオキツネザル舎裏通路西側	$(0.3+1.6)/2 \times 46.8$		44.46					別紙 7
39-2	ワオキツネザル舎裏通路西側	$(0.3+1.0)/2 \times 46.8$	30.42						別紙 7
40	ワオキツネザル舎裏通路西角	1.6×1.6				2.56			別紙 7
41-1	ワオキツネザル舎裏通路北側	$(0.6+1.2)/2 \times 40.0$		36.0					別紙 7
41-2	ワオキツネザル舎裏通路北側	0.6×40.0	24.0						別紙 7
42	サル山裏	2.0×6.0				12.0			別紙 7
43	ワオキツネザル舎裏通路裏	0.4×27.6	11.04	11.04					別紙 7
44	キバタン舎裏	2.3×6.0				13.8			別紙 7
45-1	コツメカワウソ舎裏通路外側	$(1.55+3.0)/2 \times 98 - 63.7$				159.25			別紙 7
45-2	コツメカワウソ舎裏通路外側	$(0.7+0.6)/2 \times 98$	63.7						別紙 7
46	コツメカワウソ舎裏角	1.0×5.0				5.0			別紙 7

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
47	コツメカワウソ舎裏	0.6×16.2				9.72			別紙 7
48	タヌキ舎裏	0.45×4.0				1.8			別紙 7
49	タヌキ舎裏	0.6×5.0				3.0			別紙 7
50	ハクビシン舎裏	0.6×4.0				2.4			別紙 8
51	ハクビシン舎裏	0.6×7.0				4.2			別紙 8
52	ミーアキャット舎裏	0.4×4.0				1.6			別紙 8
53	ヤマアラシ舎裏	0.6×5.1				3.06			別紙 8
54	ヤマアラシ舎裏	0.45×4.0				1.8			別紙 8
55	ヤマアラシ舎裏	0.6×4.0				2.4			別紙 8
56	牛舎裏通路西角	3.0×3.5/2				5.25			別紙 8
57	牛舎裏通路脇	2.0×10.0				20.0			別紙 8
58-1	牛舎裏通路脇	2.0×18－17.1				18.9			別紙 8
58-2	牛舎裏通路脇	(1.1+0.8)/2×18.0	17.1						別紙 8
59	牛舎裏通路脇	2.0×6.5				13.0			別紙 8
60	アルパカ舎横生垣	H=2.2 L=9.5						9.5	別紙 8
61	なかよし広場前	φ 1.9				2.83			別紙 9
62	なかよし広場前	φ 2.9				6.6			別紙 9
63	なかよし広場前	φ 2.9				6.6			別紙 9
64	なかよし広場前	0.8×6.0		4.8					別紙 9
65	パドック前	φ 2.9				6.6			別紙 9

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
66	パドック前	$\phi 2.9$				6.6			別紙 9
67	パドック前	$\phi 2.9$				6.6			別紙 9
68	パドック前通路	$\phi 1.6$				2.01			別紙 9
69	パドック前通路	$\phi 1.6$				2.01			別紙 9
70	パドック前通路	$\phi 1.6$				2.01			別紙 9
71	パドック前通路	$\phi 1.6$				2.01			別紙 9
72	レッサーパンダ舎横通路	$\phi 1.6$				2.01			別紙 1 0
73	レッサーパンダ舎横通路	$\phi 1.6$				2.01			別紙 1 0
74	レッサーパンダ舎入口	1.7×2.6		4.42					別紙 1 0
75	レッサーパンダ舎北西植込生垣	H=1.3 L=8.0					8.0		別紙 1 0
76-1	レッサーパンダ舎北西植込	3.5×3.1				10.85			別紙 1 0
76-2	レッサーパンダ舎北西植込	$1.0 \times 3.0 + 2.0 \times 2.6 + 3.2 \times 3.5$	19.4	19.4					別紙 1 0
77	レッサーパンダ舎北西植込	$1.3 \times 6.95 + 2.55 \times 2.0$	14.14	14.14					別紙 1 0
78	ヤマアラシ舎東植込生垣	H=1.3 L=5.7					5.7		別紙 1 0
79-1	ヤマアラシ舎東植込	2.9×6.3				18.27			別紙 1 0
79-2	ヤマアラシ舎東植込	$0.9 \times 6.3 + 2.0 \times 2.6$	10.87	10.87					別紙 1 0
80	噴水横植込生垣	H=1.2 L=8.4					8.4		別紙 1 0
81-1	噴水横植込	$(9.0 + 11.4) / 2 \times 8.5 - 15.0$		71.7					別紙 1 0
81-2	噴水横植込	$71.7 - 0.5 \times 8.4$	67.5						別紙 1 0
81-3	噴水横植込	5.0×3.0				15.0			別紙 1 0

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
82	ヤマアラシ舎前園路	1.95×24.0				46.8			別紙 1 0
83	ヤマアラシ舎西植込生垣	H=1.8 L=3.5						3.5	別紙 1 1
84	ヤマアラシ舎西植込	1.8×3.5				6.3			別紙 1 1
85	ミーアキャット舎西植込生垣	H=1.8 L=3.0						3.0	別紙 1 1
86	ミーアキャット舎西植込	1.8×3.5				6.3			別紙 1 1
87	ハクビシン舎西植込生垣	H=1.8 L=3.5						3.5	別紙 1 1
88	ハクビシン舎西植込	1.8×3.5				6.3			別紙 1 1
89	タヌキ舎西植込生垣	H=1.8 L=3.5						3.5	別紙 1 1
90	タヌキ舎西植込	1.8×3.5		3.5					別紙 1 1
91	タヌキ舎前園路	1.95×17.4				33.93			別紙 1 1
92	コツメカワウソ舎前園路	1.95×14.4				28.08			別紙 1 1
93	コツメカワウソ舎前園路北角	(2.7+4.9)/2×2.4				9.12			別紙 1 2
94	コツメカワウソ舎前園路	0.95×11.4		10.83					別紙 1 2
95	キバタン舎前	0.3×16.0		4.8					別紙 1 2
96	キバタン舎前	0.7×6.0		4.2					別紙 1 2
97	キバタン舎前	0.3×8.0		2.4					別紙 1 2
98	キバタン舎前	1.25×38.0		47.5					別紙 1 2
99	キバタン舎横	2.0×2.5		5.0					別紙 1 2
100	キバタン舎横	2.0×2.5		5.0					別紙 1 2
101	サル山西側園路	1.2×5.0+(1.2+0.4)/2×1.4	7.12	7.12					別紙 1 8

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
102	サル山西側園路	2.6×14.5				37.7			別紙 1 8
103	サル山西側園路	1.6×16				25.6			別紙 1 8
104	エミュー舎前	$(1.2 + 0.5) / 2 \times 3.8$	3.23	3.23					別紙 1 8
105	管理棟裏	$(0.5 + 3.0) / 2 \times 2.1$	3.68	3.68					別紙 1 9
106-1	管理棟裏	6.6×2.1		13.86					別紙 1 9
106-2	管理棟裏	5.8×2.1	12.18						別紙 1 9
107	サル山裏	$(2.6 + 4.2) / 2 \times 1.5$		5.1					別紙 2 7
108	サル山廻り	0.75×66	49.5	49.5					別紙 2 7
109	サル山裏	$(2.6 + 4.2) / 2 \times 1.5$	12.18						別紙 2 7
110	バードケージ北側生垣	H=2.0 L=66.0						66.0	別紙 2 1
111-1	バードケージ東側	1.2×11.0		13.2					別紙 2 1
111-2	バードケージ東側	0.65×11.0	7.15						別紙 2 1
112	噴水南側	$\phi 1.8$		2.54					別紙 2 1
113	バードケージ北側植込	$\phi 1.8$		2.54					別紙 2 1
114	バードケージ北側植込	4.0×11.0	44.0	44.0					別紙 2 1
115-1	バードケージ北側園路植込	$2.0 \times 18.0 - 23.4$				12.6			別紙 2 1
115-2	バードケージ北側園路植込	1.3×18.0	23.4	23.4					別紙 2 1
116-1	バードケージ北側園路植込	$2.0 \times 18.0 - 23.4$				12.6			別紙 2 1
116-2	バードケージ北側園路植込	1.3×18.0	23.4	23.4					別紙 2 1
117	レストハウス棟階段脇	0.8×12.3	9.84	9.84					別紙 2 2

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
118	管理棟入口	0.95×8.8		8.36					別紙 2 2
119	管理棟入口	0.55×5.7		3.14					別紙 2 2
120	スロープ右	1.0×20.0	20.0	20.0					別紙 2 2
121-1	スロープ右	a=1.2, B=3.0, c=2.8	1.68	1.68					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-2	スロープ右	a=2.6, b=3.0, c=4.6	3.66	3.66					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-3	スロープ右	a=2.6, b=5.5, c=6.0	7.15	7.15					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-4	スロープ右	a=11.5, b=11.5, c=6.0	33.31	33.31					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-5	スロープ右	a=11.5, b=14.4, c=5.9	32.39	32.39					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-6	スロープ右	a=8.1, b=6.6, c=5.9	19.21	19.21					別紙 2 2、ヘロンの公式より
121-7	スロープ右	a=4.5, b=6.6, c=4.7	10.57	10.57					別紙 2 2、ヘロンの公式より
122	入場ゲート前	φ 6.0		28.26					別紙 2 3
123-1	動植物園進入路脇	1.0×90.0－27.0				63.0			別紙 2 4
123-2	動植物園進入路脇	0.3×90.0	27.0	27.0					別紙 2 4
124-1	動植物園進入路入口	0.9×18.0		16.2					別紙 2 5
124-2	動植物園進入路入口	0.3×18.0	5.4						別紙 2 5
125	動植物園進入路入口	1.0×6.0	6.0						別紙 2 5
126-1	駐輪場奥	a=14.0, b=9.4, c=18.9				63.23			別紙 2 6、ヘロンの公式より
126-2	駐輪場奥	a=26.0, b=18.9, c=18.9				178.35			別紙 2 6、ヘロンの公式より
127	バス待合室前	6.0×21.0				126.0			別紙 2 6
128	バス待合室横	1.8×10.0				18.0			別紙 2 6

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
129	バス待合室奥	1.7×15.0				25.5			別紙 2 6
130	バス待合室横	(4.0+8.0)/2×13.0				78.0			別紙 2 6
131	バス待合室前	6.0×9.0/2				27.0			別紙 2 6
132	ミニ鉄広場梅林東側生垣	H=2.0 L=20.0						20.0	別紙 1 3
133	ミニ鉄広場東内側	0.4×79.5	31.8	31.8					別紙 1 3
134	ミニ鉄広場東外側	0.8×13.0	10.4	10.4					別紙 1 4
135	ミニ鉄広場東外側	0.8×6.0	4.8	4.8					別紙 1 4
136	ミニ鉄広場東外側	0.8×3.0	2.4	2.4					別紙 1 4
137	ミニ鉄広場東外側	0.8×23.0	18.4	18.4					別紙 1 4
138	ミニ鉄広場東大外側	1.0×58.0	58.0	58.0					別紙 1 4
139	遊具広場東側角	0.5×18.0	9.0	9.0					別紙 1 5
140	遊具広場東側生垣	H=2.0 L=15.0						15.0	別紙 1 5
141	ミニ鉄道車庫前	1.0×4.0	4.0	4.0					別紙 1 5
142	ミニ鉄広場西側	2.5×6.0	15.0	15.0					別紙 1 6
143	ミニ鉄広場西側	(1.3+2.3)/2×11.0	19.8	19.8					別紙 1 6
144	ミニ鉄広場西側	1.5×9.0	13.5	13.5					別紙 1 6
145	ミニ鉄広場西側角	0.6×26.0	15.6	15.6					別紙 1 6
146	ミニ鉄広場西外側	0.6×28.0	16.8	16.8					別紙 1 6
147	ミニ鉄広場西外側	0.6×34.0	20.4	20.4					別紙 1 6
148	レッサーパンダ舎東側	0.6×5.8				3.48			別紙 5

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
149	レッサーパンダ舎東側	3.0×5.0				15.0			別紙 5
150	レッサーパンダ舎トイレ前	2.0×5.0				10.0			別紙 5
151	ミニ鉄道軌道内東側	φ0.5×25, φ0.8×28	18.97	18.97					別紙 1 5
152	ミニ鉄道軌道東側外	(4.6+4.2)/2×60.0－58.0				206.0			別紙 2 8
153	ミニ鉄道軌道東側内	2.5×60.0				150.0			別紙 2 8
154	ミニ鉄道軌道南側	((4.6+4.0)/2－0.75)×17.0				60.35			別紙 2 8
155	ミニ鉄道軌道トンネル	(2.2－0.75)×4.0				5.8			別紙 2 8
156	ミニ鉄道軌道西側角	((3.7+3.2)/2－0.75)×30.0				81.0			別紙 2 8
157	ミニ鉄道軌道西側	((3.3+3.5)/2－0.75)×40.0				106.0			別紙 2 8
158	ミニ鉄道軌道北側	2.3×35.0				80.5			別紙 2 8
159	管理棟裏					985.19			別紙 2 9
160	手術室前通路横					1189.81			別紙 2 9
161	ミニ鉄道梅林				1523.75				別紙 2 8
162	バラ園生垣	H=2.0 L=10.0						10.0	別紙 3 0
163	バラ園生垣	H=2.0 L=32.0						32.0	別紙 3 0
164	バラ園生垣	H=2.0 L=32.0						32.0	別紙 3 0
165	バラ園生垣	H=2.1 L=7.0						7.0	別紙 3 0
166	バラ園生垣	H=2.1 L=11.0						11.0	別紙 3 0
167	観賞植物園前生垣	H=1.8 L=13.0						13.0	別紙 3 0
168	観賞植物園北側生垣	H=2.0 L=11.0						11.0	別紙 3 1

除草等集計表

別紙 3 3

番号	位 置	求 積	寄植機械刈 H<1.5m	人力除草	草刈 (肩+HG)	草刈 (肩掛)	生垣機械刈 H<1.5m	生垣機械刈 H<2.5m	備 考
169	観賞植物園北側生垣	H=2.0 L=17.0						17.0	別紙 3 1
170	観賞植物園北側生垣	H=2.0 L=20.0						20.0	別紙 3 1
171	観賞植物園北側生垣	H=2.0 L=6.0						6.0	別紙 3 1
172	観賞植物園東側生垣	H=2.1 L=34.0						34.0	別紙 3 1
173	観賞植物園東側生垣	H=1.8 L=13.0						13.0	別紙 3 1
174	観賞植物園東側生垣	H=1.8 L=15.0						15.0	別紙 3 1
175	観賞植物園東側生垣	H=1.8 L=11.0						11.0	別紙 3 1
176	観賞植物園廻り				2109.04				別紙 3 2
小計			1129.97	1352.1	3632.79	4468.64	22.1	360.0	
1回当り数量			1129	1352	3632	4468	22	360	
回数			1	3	3	3	1	1	
合計			1,129	4,056	10,896	13,404	22	360	

市確認欄		
課長	主幹	担当

業 務 集 計 表 (期分)

委託件名：市川市動植物園樹木等管理業務委託

名 称	規 格	単位	出来高	契約単価	出来高金額	内消費税
高木基本剪定	C=30cm未満	本				
高木基本剪定	C=30～59cm	本				
高木基本剪定	C=60～89cm	本				
高木基本剪定	C=90～119cm	本				
高木基本剪定	C=120～149cm	本				
高木基本剪定	C=150～179cm	本				
高木基本剪定	C=180～209cm	本				
高木基本剪定	C=210～239cm	本				
高木基本剪定	C=240～269cm	本				
高木基本剪定	C=270cm以上	本				
中木剪定		本				
寄植機械刈	H=1.5m未満	m ²				
生垣機械刈	H=1.5m未満	m				
生垣機械刈	H=1.5～2.5m未満	m				
高木伐採	人力、C=20cm未満	本				
高木伐採	人力、C=20～29cm	本				
高木伐採	人力、C=30～59cm	本				

名 称	規 格	単位	出来高	契約単価	出来高金額	内消費税
高木伐採	人力、C=60～89cm	本				
高木伐採	人力、C=90～119cm	本				
高木伐採	人力、C=120～149cm	本				
高木伐採	人力、C=150～199cm	本				
高木伐採	吊切、C=60～89cm	本				
高木伐採	吊切、C=90～119cm	本				
高木伐採	吊切、C=120～149cm	本				
高木伐採	吊切、C=150～199cm	本				
高木伐採	吊切、C=200cm以上	本				
人力除草		m ²				
草刈	肩掛式	m ²				
草刈	肩掛式＋H G 式	m ²				
計						
出来高金額						

業 務 完 了 報 告 書 (第 期支払分)

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名

印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務 (事業名) _____

2. 施行 (納入) 場所 _____

3. 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

4. 支払期委託金額 金 _____ 円

5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 支払期業務期間に 令和 年 月 日
おける完了年月日

7. 作 業 報 告 別紙、作業報告書のとおり

完了屈

令和 年 月 日

市 川 市 長

住所

氏 名

印

下記の通り業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 円

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日